



古賀市景観計画

【2018.06.19 版】

KOGA-City Landscape planning



平成30年●月
古賀市

古賀市景観計画 目次

序章 景観まちづくりの考え方	1
第1節 景観計画策定の背景と目的	1
第2節 景観まちづくり	2
第3節 景観計画の位置づけ	3
第4節 古賀市の景観特性	4
第5節 景観計画におけるフットパス	8
第1章 景観計画の区域	10
第1節 景観計画の区域	10
第2節 景観計画におけるゾーニング	11
第2章 良好な景観の形成に関する方針	12
第1節 景観計画の目標	12
第2節 景観形成方針	13
第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	25
第1節 届出対象行為	25
第2節 景観形成基準	27
第3節 景観重点区域	32
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	33
第1節 景観重要建造物の指定の方針	33
第2節 景観重要樹木の指定の方針	34
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	35
第1節 指定の方針	35
第2節 景観重要公共施設	35
第3節 整備に関する事項	36
第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	38
第7章 共働による景観まちづくりの推進	39
第1節 市民、事業者、行政の役割	39
第2節 推進体制のイメージ	40
第3節 推進方策	41
第4節 景観計画の適切な運用	44
巻末資料	





序章 景観まちづくりの考え方

第1節 景観計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

古賀市は、福岡県の北西部に位置し、政令指定都市である福岡市と北九州市の間に位置する大都市近郊の都市であり、JR鹿児島本線や国道3号、九州自動車道古賀インターチェンジが位置しています。江戸時代においては「唐津街道」の宿場町である青柳宿が位置していたこともあり、昔から広域交通の要衝として発展してきました。

その景観は、大都市のベッドタウンとしての低層住宅地や食品加工団地を中心とした工業団地など、交通の利便性が高いことにより形成された都市景観がある一方、白砂青松が連なる海辺や犬鳴山地・岳越山・鹿部山など、大都市近郊にありながら豊かな自然が残っていることも大きな特徴となっています。

市では、このような古賀固有の景観を守り活かすため、平成23年に「美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を策定し、地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくりに取り組んできましたが、この取り組みを更に発展させるため、市は、平成28年7月1日に景観行政団体となり、景観法第8条に定める景観計画の策定を目指すこととしました。

古賀市景観計画は、「美しいまちづくりプラン」の理念を引き継ぎ、古賀らしい良好な景観形成を更に推進していくために定めたものです。

(2) 景観計画の目的

- ① 古賀市が目指す景観像や景観まちづくりの目標を明らかにし、共有すること。
- ② 市民・事業者・行政の共働による景観まちづくりの推進方策について定めること。
- ③ 地域の景観の調和を保つため、一定の強制力を持ったルールを定めること。



第2節 景観まちづくり

景観は、海・山・川などの自然や、建物・道路・公園などの人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた地域の文化や歴史が醸し出す“まちのたたずまい”といった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。

つまり景観は、「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

景観まちづくりとは、地域の景観を大切な財産として守り、創り、生かし、育てるためのさまざまな取り組みのことをいいます。

美しい景観は人々に潤いと安らぎを与え、子どもたちの感性を育て、居住環境の向上をもたらすだけでなく、地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつながります。

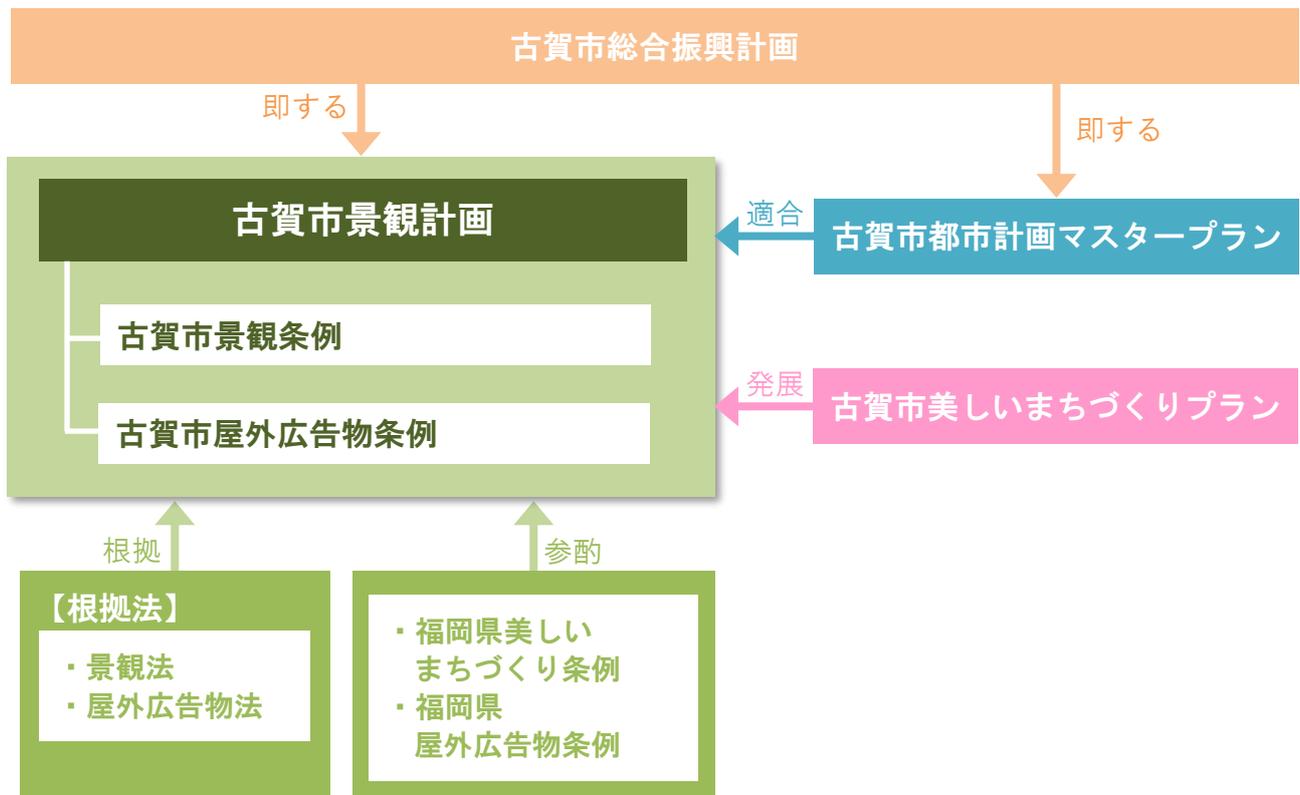
市では、本計画に基づいた「規制や誘導」と「共働の推進」によって、景観まちづくりを進めていきます。



第3節 景観計画の位置づけ

- 「古賀市景観計画」は、景観法第8条に定める景観計画です。
- 「古賀市景観計画」は、市が良好な景観の維持・形成を進めていくためのマスタープランとなるものであり、景観条例や屋外広告物条例とあわせて運用していきます。
- 「古賀市景観計画」は、平成23年に策定した任意計画である「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」の理念を引き継いだものです。

図 景観計画の位置づけ



第4節 古賀市の景観特性

(1) 景観構造

古賀市は、東は犬鳴山地から樹園地などに利用されてきた丘陵に向かい、水田や畑地、市街地を經由し、白砂青松の連なる海辺と玄界灘に至るダイナミックな地形がベースとなっています。

景観の構造をみると、緑の背景となる稜線がひだ状に形成されており、奥深い景観を生み出しています。玄界灘に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川軸があり、市域内で完結していることから、源流から河口にかけての連続した一連の景観が広がっています。

西部から東部に向かって景観の構造断面をみると、玄界灘や松林の広がる海辺景観、住宅地・市街地・工業団地の広がる都市景観、農地・集落がある里山・田園景観、山裾にある住宅・農地や工場を経て、山間部の緑地景観となっており、変化に富んだ特徴のある景観を有しています。

図 景観構造

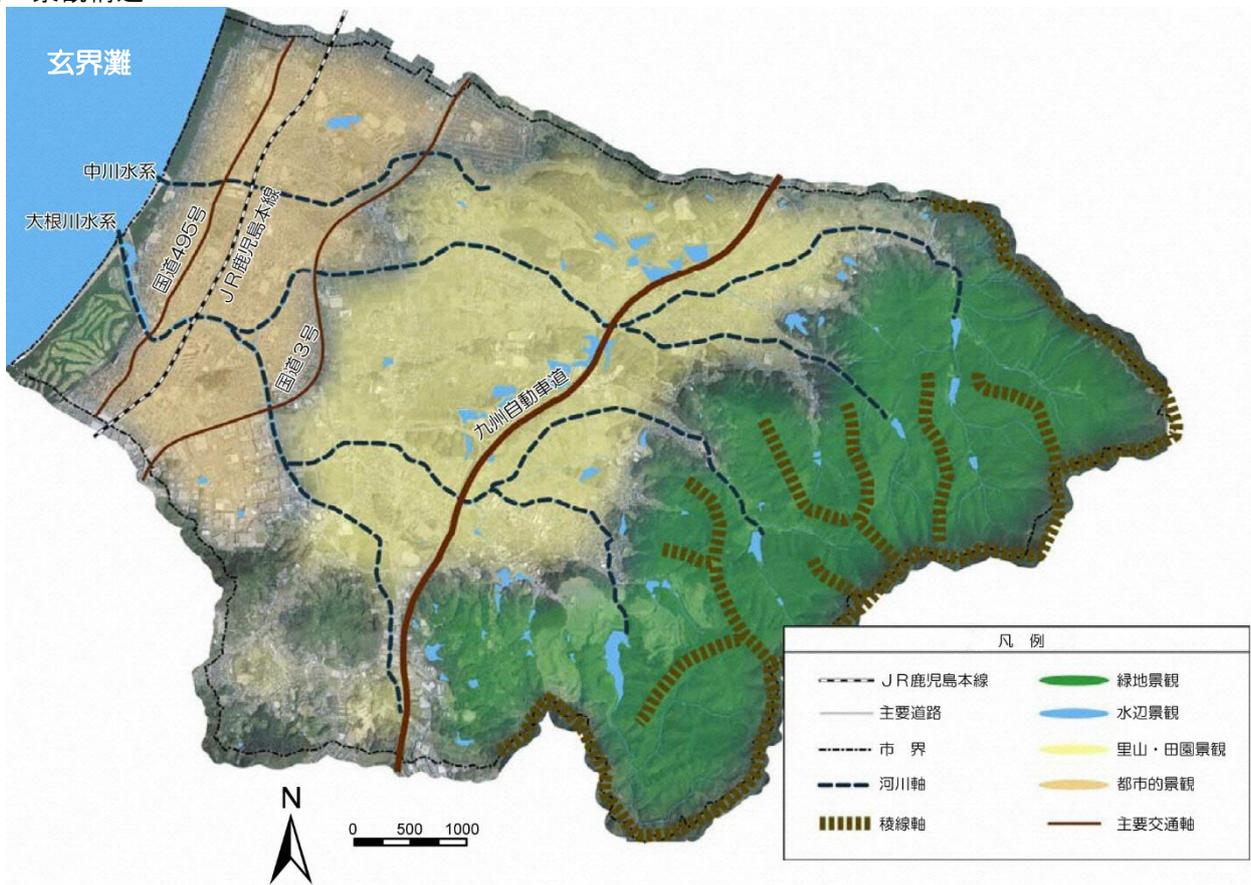
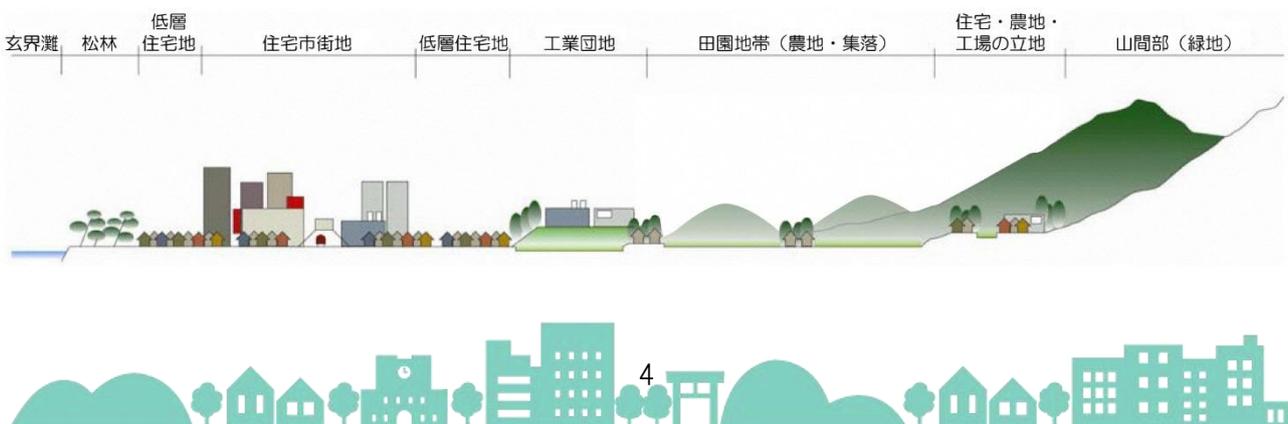


図 景観構造断面



(2) 景観特性

古賀の景観は、前述した特徴的な景観構造の中に、次の3種類の景観が様々に混ざり合い形成され、美しさを醸し出しています。

1) 暮らし・まちの景観

暮らし・まちの景観とは、人々の日常生活のフィールドとなる住宅地や商店街を主とした都会的な景観です。

- 国道3号から海側はほぼ全てが市街化区域となっているため、都市景観が広がり、幹線道路沿いには商業店舗の立地が進んでいます。
- JR古賀駅周辺は商業施設や高層マンションが集積した市街地の景観となっており、県道古賀停車場線（JR古賀駅から国道495号へ続く通り）は電線類が地中化されています。
- 舞の里地区や美明地区には、戸建て住宅が並ぶ閑静な住宅地の景観が形成されています。一部の地区では、歩行者用道路が完全に分離されており、加えて、各住宅の敷地内の緑化も行われていることから、良好な居住環境が形成されています。
- 田園地帯や里山の麓には、古くからの農村集落が存在しています。
- 工業団地は工業地として明確に区分されており、工場や事務所の敷地際には、樹木で緑化されている場所がみられます。



2) 歴史・文化の景観

歴史・文化の景観とは、寺社仏閣や史跡・公園などがあり、昔ながらの人々の営みを感じさせるのどかな景観です。

- 市内には地域の生活や歴史・文化を伝える多くの寺社仏閣等が点在しています。
- かつて唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿では、所々に昔ながらの建物が残っています。大名が宿泊した「御茶屋」跡の隣に位置する青柳しょうゆや西構口跡の石積みなど、歴史を感じられる建築物などが点在しており、街道の入り口には案内板が設置されています。
- 薬王寺温泉地では、情緒ある温泉地の雰囲気を感じることができます。
- 千鳥ヶ池公園や花鶴が浜公園などのフットパスと連結した公園が整備されています。
- 歴史の中で育まれてきた多くの祭りや行事などが文化の景観として現在も受け継がれています。



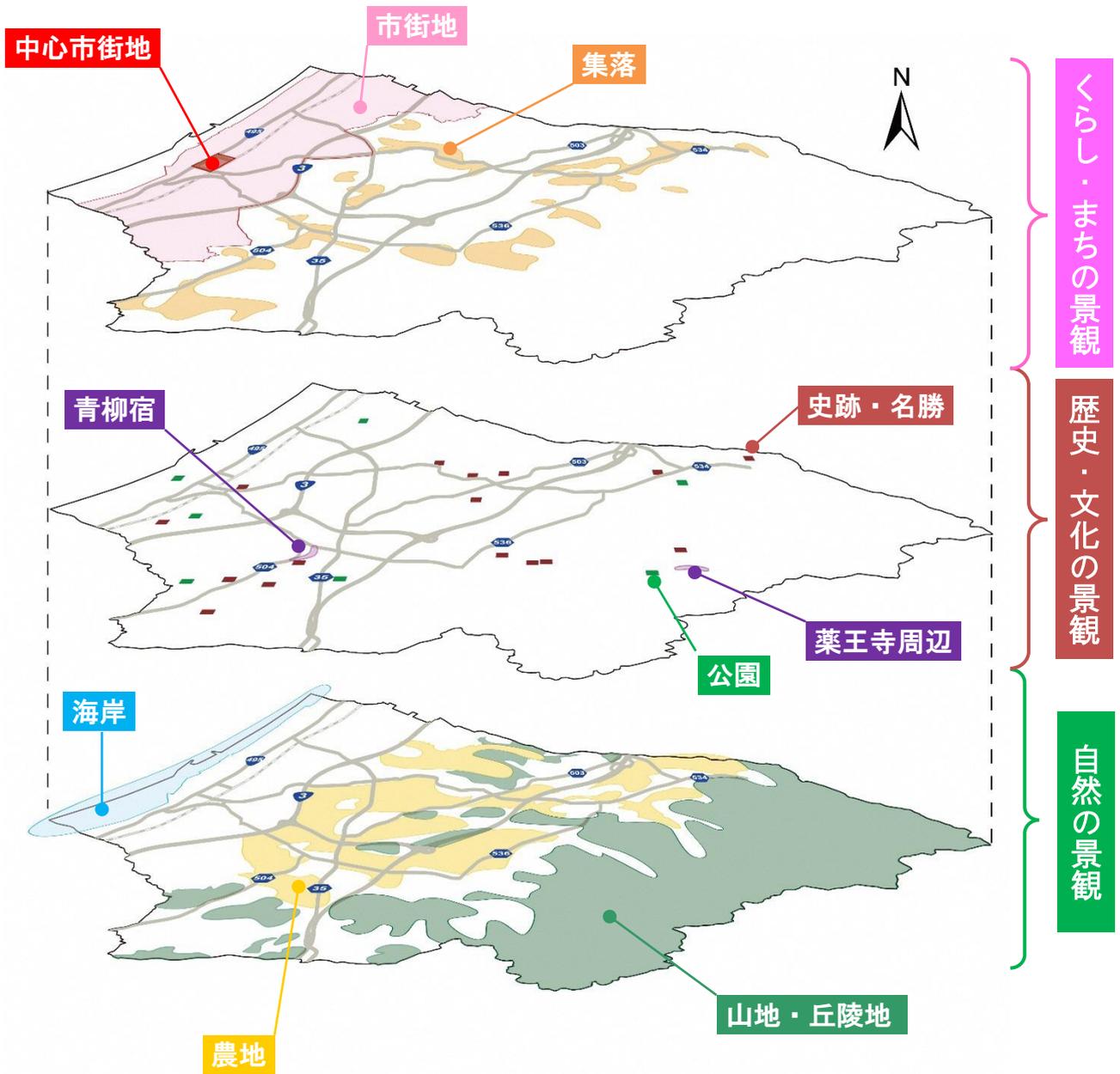
3) 自然の景観

自然の景観とは、海や山などのありのままの自然や田園などの緑豊かな景観です。

- 白砂青松が連なる海辺は玄海国定公園に指定されており、花鶴ヶ浜からは玄界灘の絶景が一望できます。
- 花鶴が浜公園付近の河口沿いの道は、ハマボウが咲く散策路として親しまれています。
- 花鶴ヶ浜から福津市にかけた海沿いは「歩いてん道（浜辺コース）」となっています。中川河口の潮騒橋付近には、夕陽風景時計が設置されており、夕陽の鑑賞スポットとなっています。
- 市東部には、全市景観の背景となっている犬鳴山地や、樹園地などに利用されてきた丘陵地が広がっています。
- 市中央部には、広大な田園地帯が広がり、その周囲には里山の緑豊かな風景が広がっています。
- 興山園では、四季折々の花や樹木を見ることができます。
- 清滝地区にある清滝橋からは、清滝清流と川沿いに連なる桜並木を眺めることができます。
- 鹿部山公園展望台は、手前に花鶴丘団地、奥に玄界灘や相島が見渡せる市街地の貴重な眺望スポットです。



図 景観を構成する3種類の景観



第5節 景観計画におけるフットパス

(1) フットパスとは

「フットパス」とは、イギリスを発祥とする『森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】』のことです。

(2) 古賀市のフットパス

地域住民が日常生活で利用するフットパスは、「身近な生活景観」を見るための良好な視点場であり、ゆっくりとした速度で移動が行われることから、利用者は、道端に咲く花などの細かな部分にも目が届きやすく、その地域ならではの魅力的な景観を楽しむことができます。

古賀市景観計画においては、日常利用する全ての歩く道をフットパスとします。健康づくりのため広く市民に親しまれている「歩いてん道」やこれに繋がるウォーキングコースは、代表的なフットパスで、古賀市の自然やまちなみといった風景を楽しみながら歩くことができます。

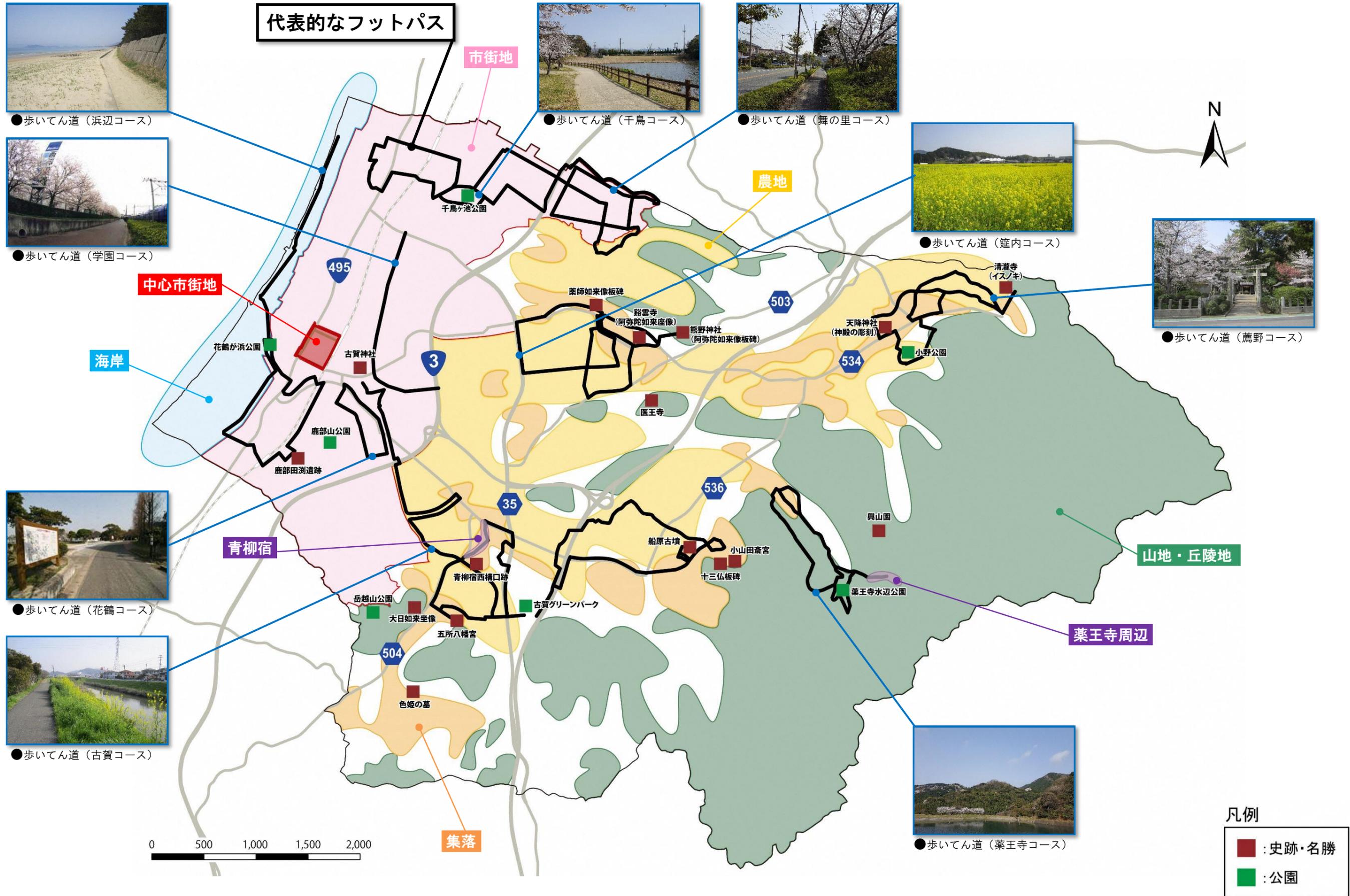
(3) 景観計画策定におけるフットパス

景観計画の策定に当たって開催した古賀市景観市民会議では、フットパスを「身近な生活景観」を考える上での重要なフィールドと位置づけ、前述の「歩いてん道」および「歩いてん道」につながるウォーキングコースを中心としたフットパスから見た景観について調査・議論し、それぞれ望ましい景観のあり方が提言されました。

古賀市景観計画では、この古賀市景観市民会議の提言を踏まえ、特にフットパスからの景観に重点を置き、古賀らしい良好な景観形成方針について決めました。



図 フットパスと景観特性の関係図



凡例

- : 史跡・名勝
- : 公園

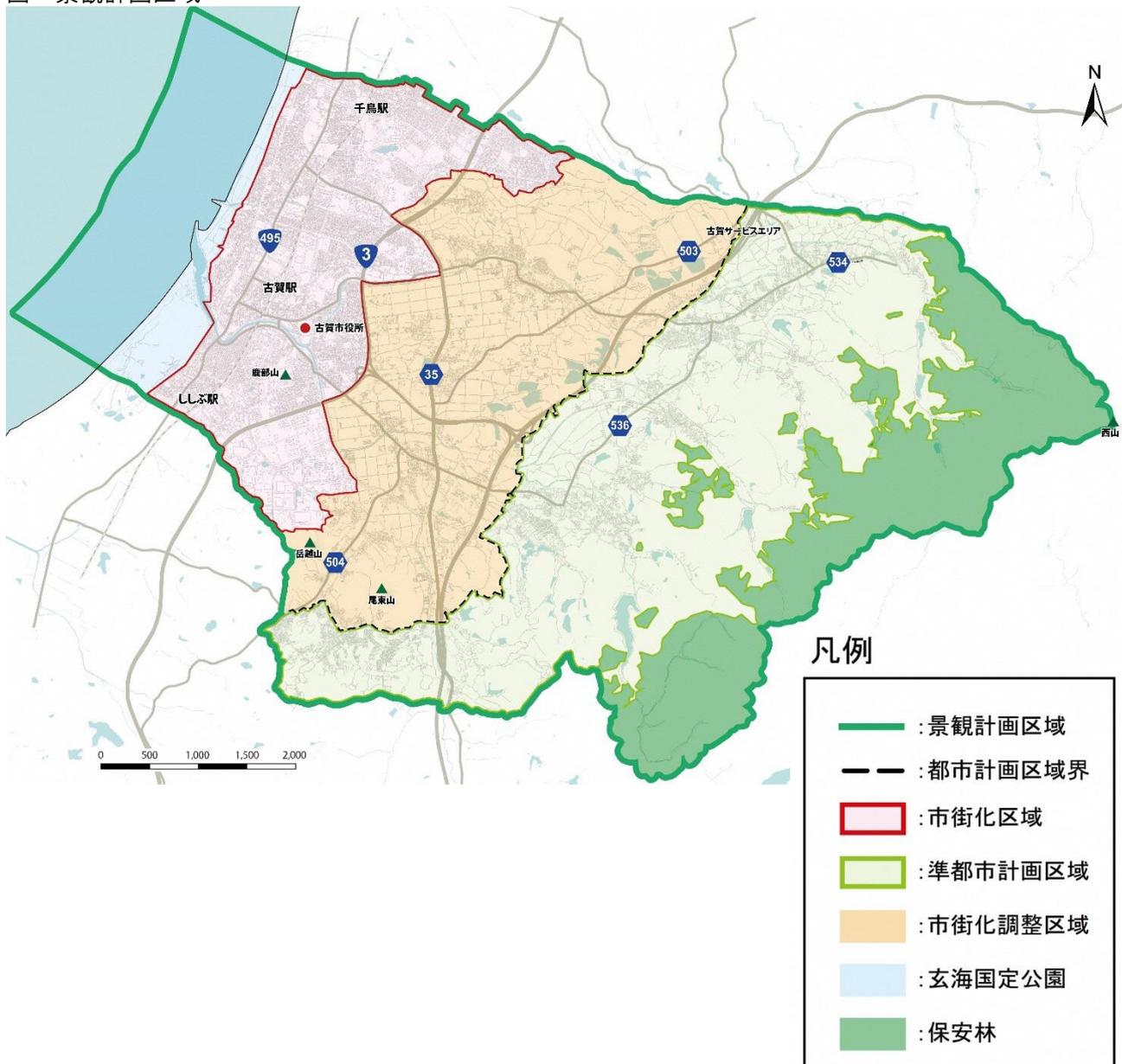
第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域

古賀市では、景観を構成する3種類の特性の調和を図り、市全体での良好な景観形成を進めるために、市全域（地先の公有水面を含む）を、景観法第8条第2項第1号に定める景観計画の区域とします。

図 景観計画区域



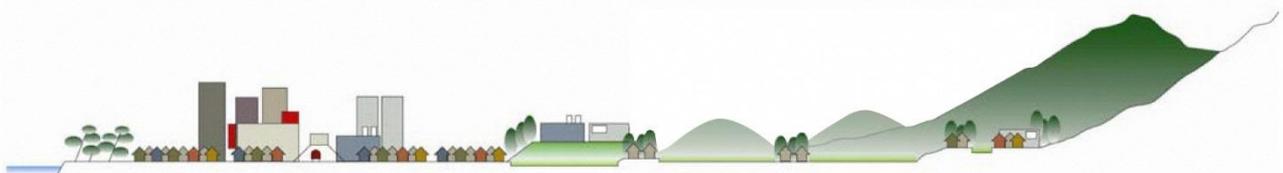
第2節 景観計画におけるゾーニング

本計画では、市の景観特性に基づき、類似の景観を有するまとまりのある地域として、「うみゾーン」「まちゾーン」「さとゾーン」「やまゾーン」の4つのゾーンと、市内でも特に多くの市民や来訪者の目に触れやすい場所である「幹線道路軸」、「河川軸」の2つの軸を設定します。

図 景観構造図



玄界灘	低層 松林 住宅地	住宅市街地	低層住宅地	工業団地	田園地帯(農地・集落)	住宅・農地・ 工場の立地	山間部(緑地)
-----	-----------------	-------	-------	------	-------------	-----------------	---------



第2章 良好な景観の形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

第1節 景観計画の目標

(1) 基本目標

古賀市では、四季折々移ろいゆく花々や、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、時代時代の人々の営みによって、住宅地や田園風景、地域の伝統行事など、古賀固有の景観が作られてきました。

古賀の景観の重要な要素であるうみ・まち・さと・やまの魅力と歴史・文化を継承し、古賀固有の景観の魅力と、人々の営みの蓄積により形成された現在のまちを繋ぐ軸である道路・河川およびフットパスを利用することによって、地域への愛着と誇りを持てる景観まちづくりを進めていきます。

また、新しいものをつくるときは、長い時間をかけて作られてきた古賀の風土に配慮し、現在ある景観との調和を図ることで、古賀らしい景観を育てていきます。

古賀市ではこれらの方針をもとに、以下の基本目標を設定します。

うみ・まち・さと・やまの魅力と、^{いにしえ}古からの歴史・文化を紡ぎ
愛着と誇りの持てる 花と緑の景観まちづくり

(2) ゾーン別目標

基本目標を踏まえて、景観特性に基づき設定した4つのゾーンと2つの軸について、それぞれ目標を設定します。

1) うみゾーン

『市民の生活に潤いをもたらす景観まちづくり』

2) まちゾーン

『まちを歩いて楽しめる景観まちづくり』

3) さとゾーン

『暮らしと自然・歴史が調和する景観まちづくり』

4) やまゾーン

『四季の移ろいを感じられる景観まちづくり』

5) 幹線道路軸

『連続性とにぎわいのある景観まちづくり』

6) 河川軸

『移ろいゆくうみ・まち・さと・やまの沿川景観を楽しめる景観まちづくり』



第2節 景観形成方針

(1) 景観構造別の景観形成方針

市の景観特性に基づき区分した4つのゾーンと2つの軸について、ゾーン別目標およびそれぞれの特性と課題を踏まえた上で、景観形成方針を設定します。

また、より具体性を持って景観まちづくりに取り組んでいくために、景観形成方針に基づき、ゾーンと軸ごとに目指す景観像を明らかにします。

この景観像は、第3章 第2節に記載している市全域に対する景観形成基準に基づく規制・誘導や、第7章に記載している市民・事業者・行政の共働による景観まちづくりの取り組みなど、第3章以降に記載している事項やそれに基づく取り組み等が組み合わさって実現されていくものです。

1) うみゾーン

①うみゾーンの特性

海を中心として自然の景観が多く残されています。古賀海岸と松林による、白砂青松の景観が広がっており、中川の河口近くには夕陽の沈む時間と方向が分かる「夕陽風景時計」が設置されています。

また、海岸からは玄界灘を見渡すことができ、壮大な眺望が開けています。



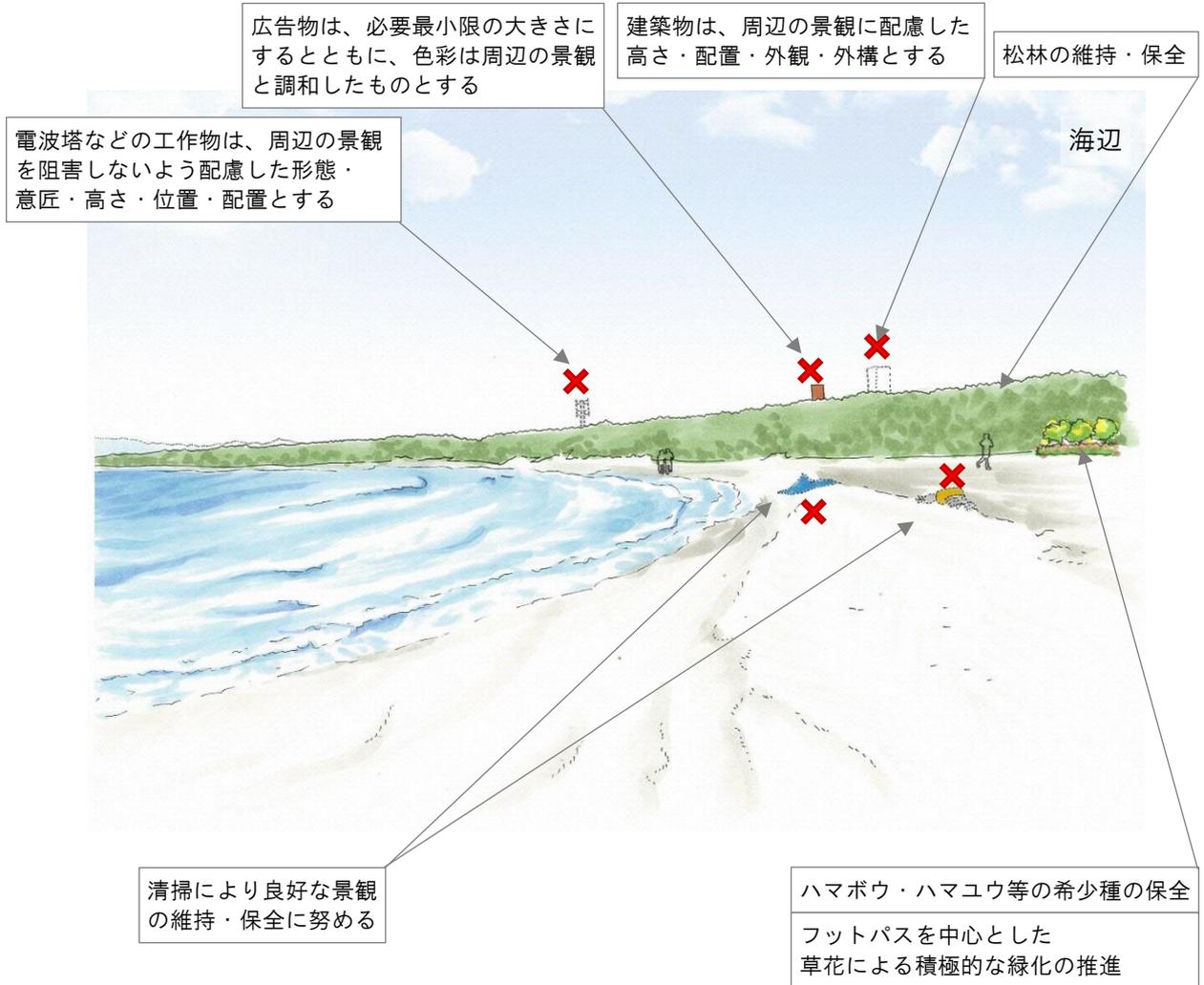
②課題

- 美しい海辺を維持するために、松林などの周辺の自然の維持・保全が必要です。
- 花鶴ヶ浜から弓なりに続く広大な海辺景観の維持・保全が必要です。
- 古賀海岸や松林までのアクセス経路の整備が必要です。

③景観形成方針

古賀海岸と松林の美しく豊かな自然環境の保全に努める

④目指す景観像



2) まちゾーン

①まちゾーンの特性

市の景観の特徴となっている低層住宅地や商業地、工業地といった、くらし・まちの景観が多くみられます。

まとまった住宅地が点在しており、その中では緑あふれる公園や落ち着いた戸建て住宅地の景観が広がっています。地区内の建物周辺では庭先の花植えや緑化活動が積極的に行われており、緑豊かな景観が形成されています。



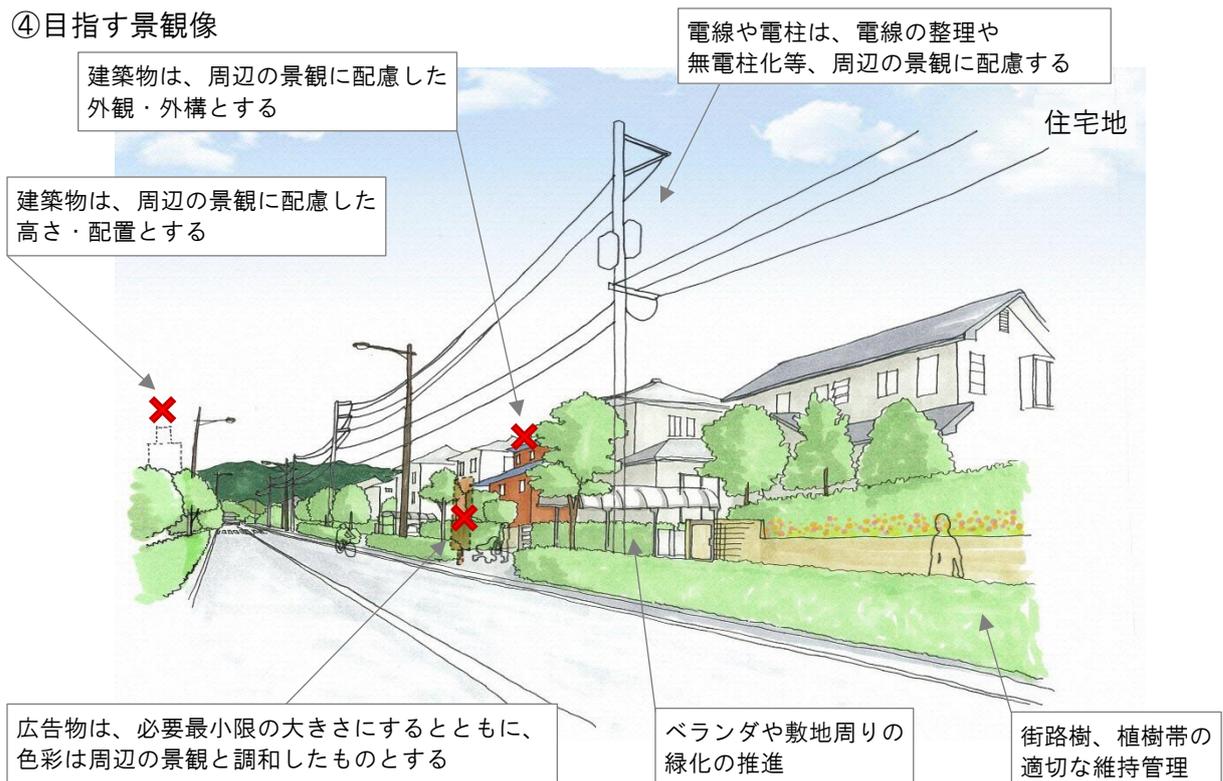
②課題

- 各地域で行われている景観まちづくり活動を継続し、良好な緑あふれる住環境を維持・保全していく必要があります。
- JR古賀駅周辺や市役所などの公共公益施設が集まる市道 千鳥・栗原線沿線など、古賀市の顔となるまちなかにおいては、統一感のあるまちなみの形成が必要です。
- 商店街での空き家や駅周辺での空き地の増加など、まちなかでの活気が減少しています。
- 工業団地では、敷地の外縁部の緑化が行われており、このような活動の継続的な実施が必要です。

③景観形成方針

身近な自然環境と調和した良好で魅力的な住環境の形成に努める

④目指す景観像



建築物は、周辺の景観に配慮した高さ・配置・外観・外構とする

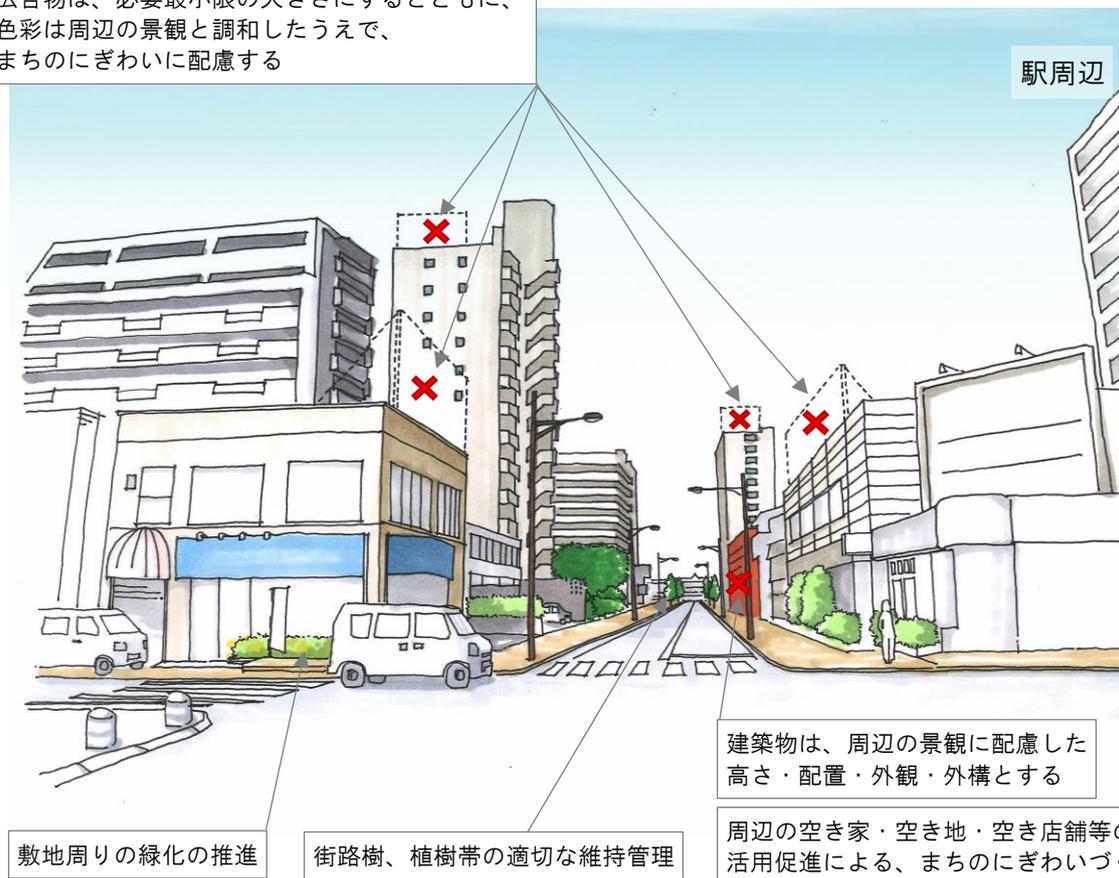
電線や電柱は、電線の整理や無電柱化等、周辺の景観に配慮する



空き家・空き地・空き店舗の活用促進による、まちのにぎわいづくり

広告物は、必要最小限の数・大きさにするとともに、色彩は周辺の景観と調和したうえで、まちのにぎわいに配慮する

広告物は、必要最小限の大きさにするとともに、色彩は周辺の景観と調和したうえで、まちのにぎわいに配慮する



敷地周りの緑化の推進

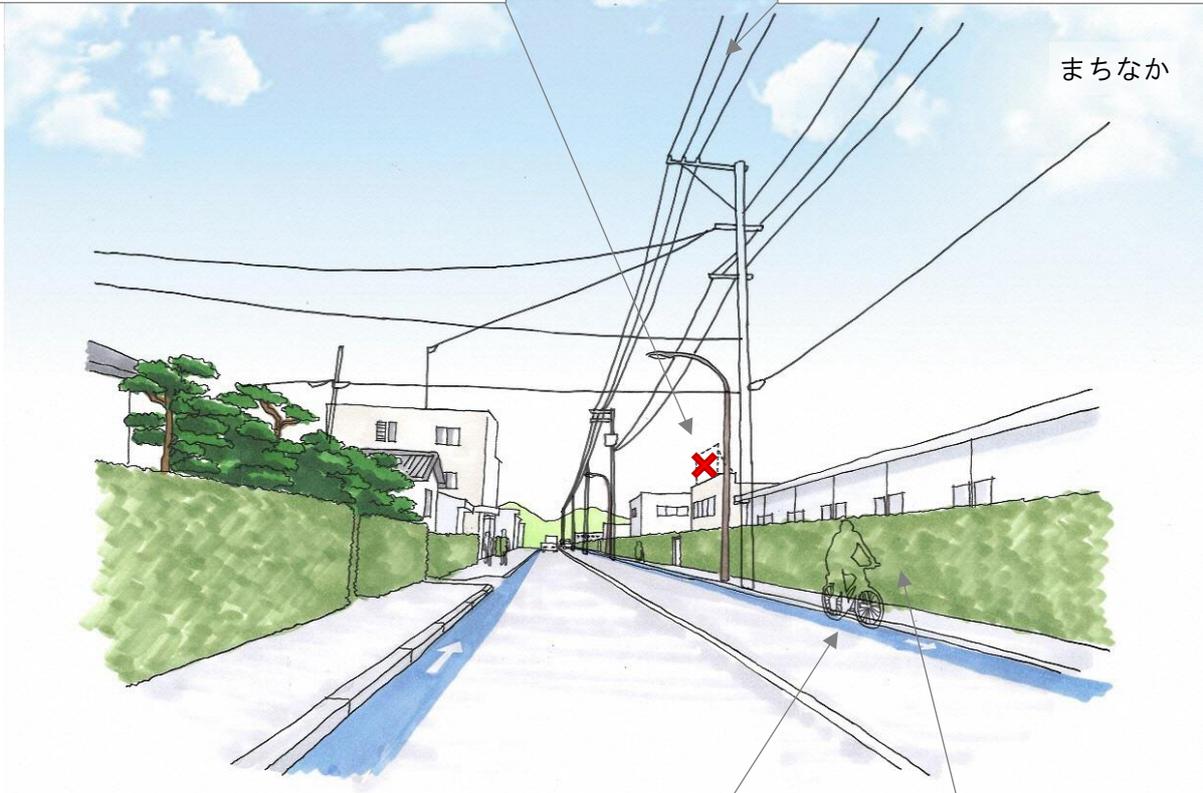
街路樹、植樹帯の適切な維持管理

建築物は、周辺の景観に配慮した高さ・配置・外観・外構とする

周辺の空き家・空き地・空き店舗等の活用促進による、まちのにぎわいづくり

広告物は、必要最小限の大きさにするとともに、色彩は周辺の景観と調和したものとする

電線や電柱は、電線の整理や無電柱化等、周辺の景観に配慮する



自転車が安全に通れる空間の確保

敷地周りの緑化の推進

3) さとゾーン

①さとゾーンの特性

様々な景観特性が入り混じった地域であり、里山や田園・農村集落のほかに五所八幡宮等の歴史・文化の景観も多数見ることができます。

山裾まで広大な田園風景が広がり、背後にそびえる山々と相まって、四季折々の自然豊かな景観を感じることができます。筵内地区では、春に地元の方々によって整備された広大な菜の花畑を見ることができます。



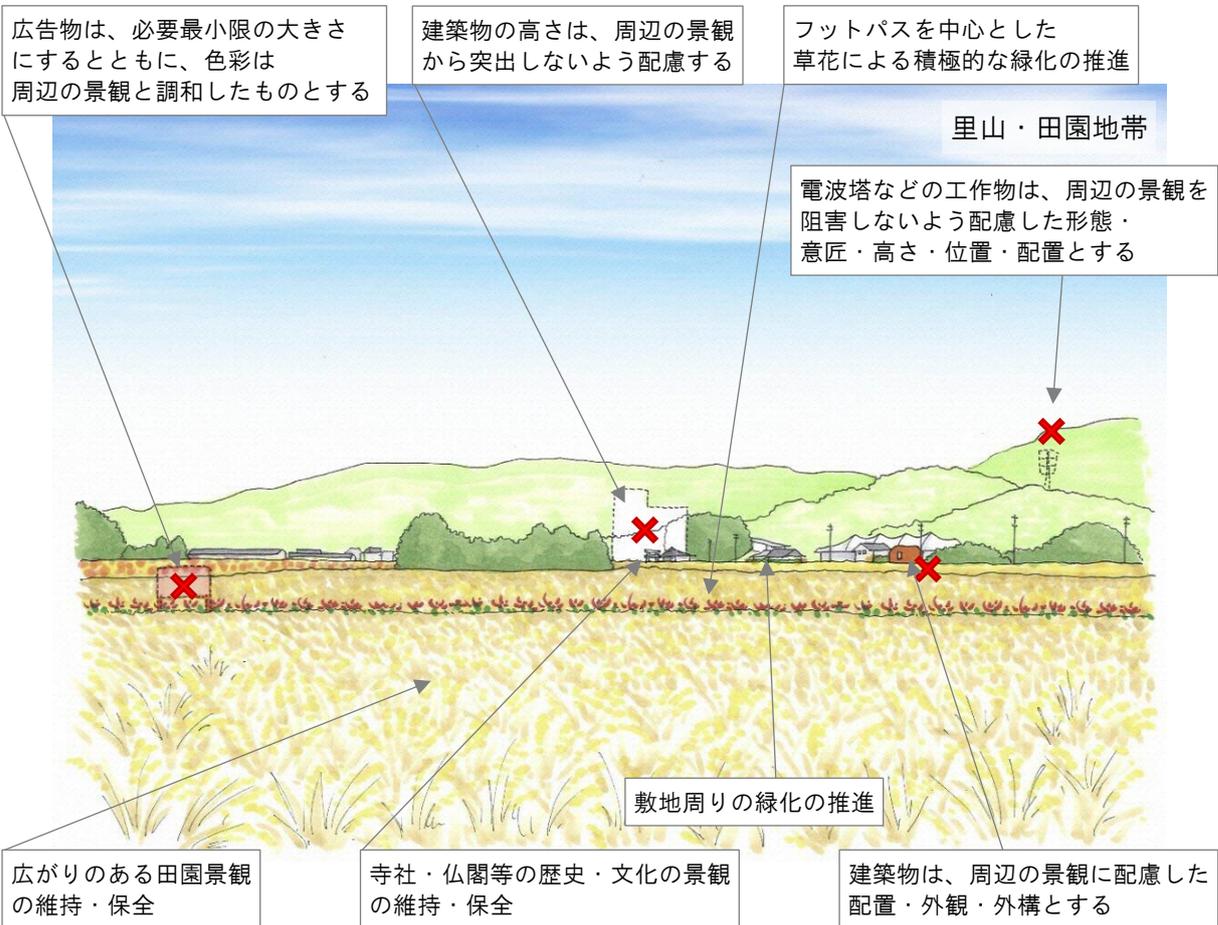
②課題

- まちと山をつなぐ豊かな里山・田園景観が広がっており、これらの価値を再評価し、失われつつある景観の維持・保全が必要です。
- 農業振興地域に指定されている場所もあり、生業としての農業に対する配慮が必要です。

③景観形成方針

里山・田園景観や歴史・文化の景観を守り継承するよう努める

④目指す景観像



建築物は、歴史的雰囲気配慮した
高さ・配置・外観とする

電線や電柱は、電線の整理や無電柱化等、
周辺の景観に配慮する

歴史的風土のある地域



建築物は、歴史的雰囲気配慮した
外構とする

敷地周りの緑化の推進

4) やまゾーン

①やまゾーンの特性

市の東側に広がる山々に囲まれているため、自然の景観が多く見られ、季節ごとの花や紅葉を見ることができます。

天降神社や清瀧寺など、古賀の歴史を感じさせる景観も点在しています。



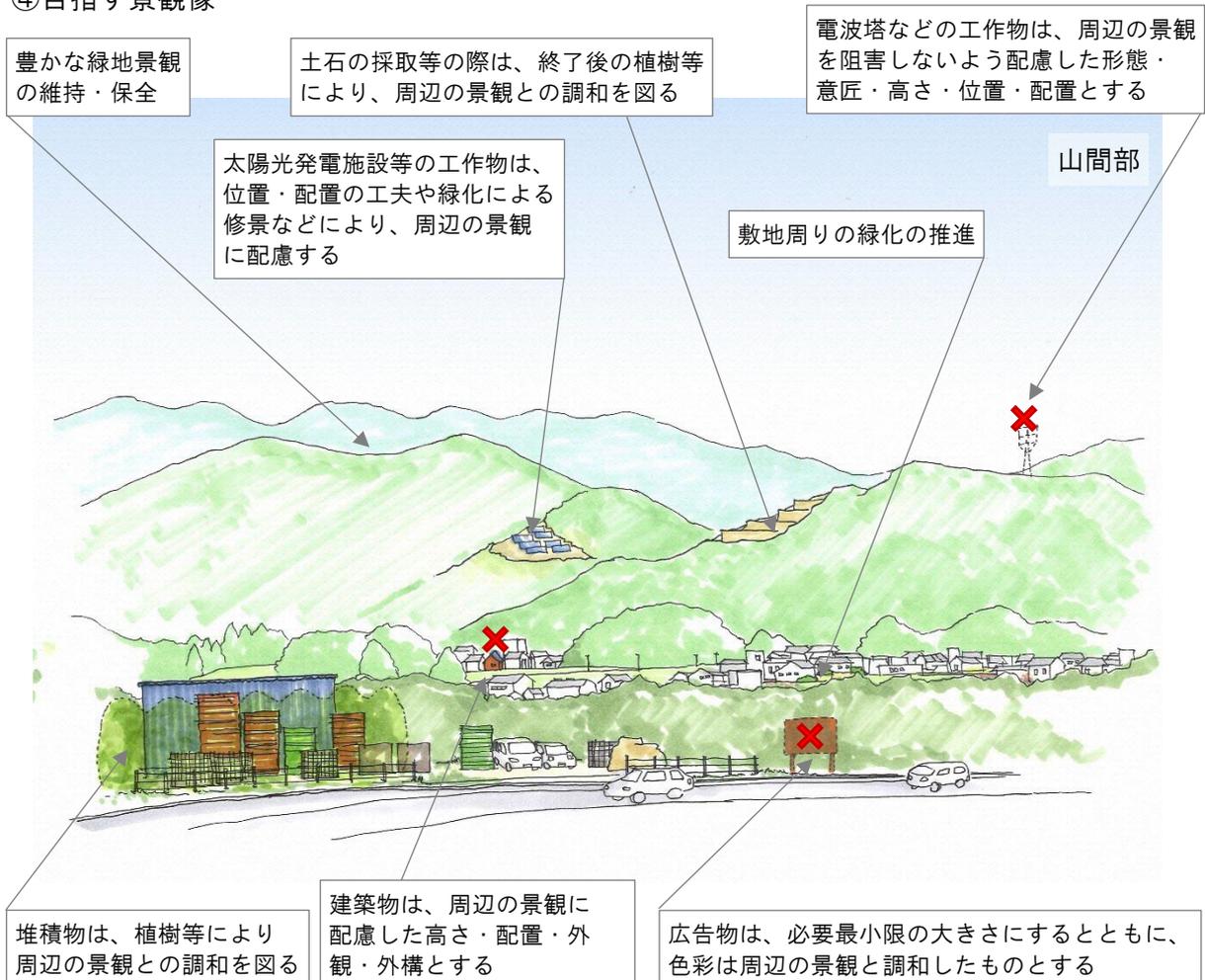
②課題

- 市の景観の背景となっている雄大な山々を維持・保全するために、土石の採集や鉱物の採掘等が行われる場合は、周辺の環境に配慮し、終了後は修景する等の対策が必要です。
- 山々への眺望景観の保全が必要です。

③景観形成方針

山間部の緑地景観の維持・保全に努める

④目指す景観像

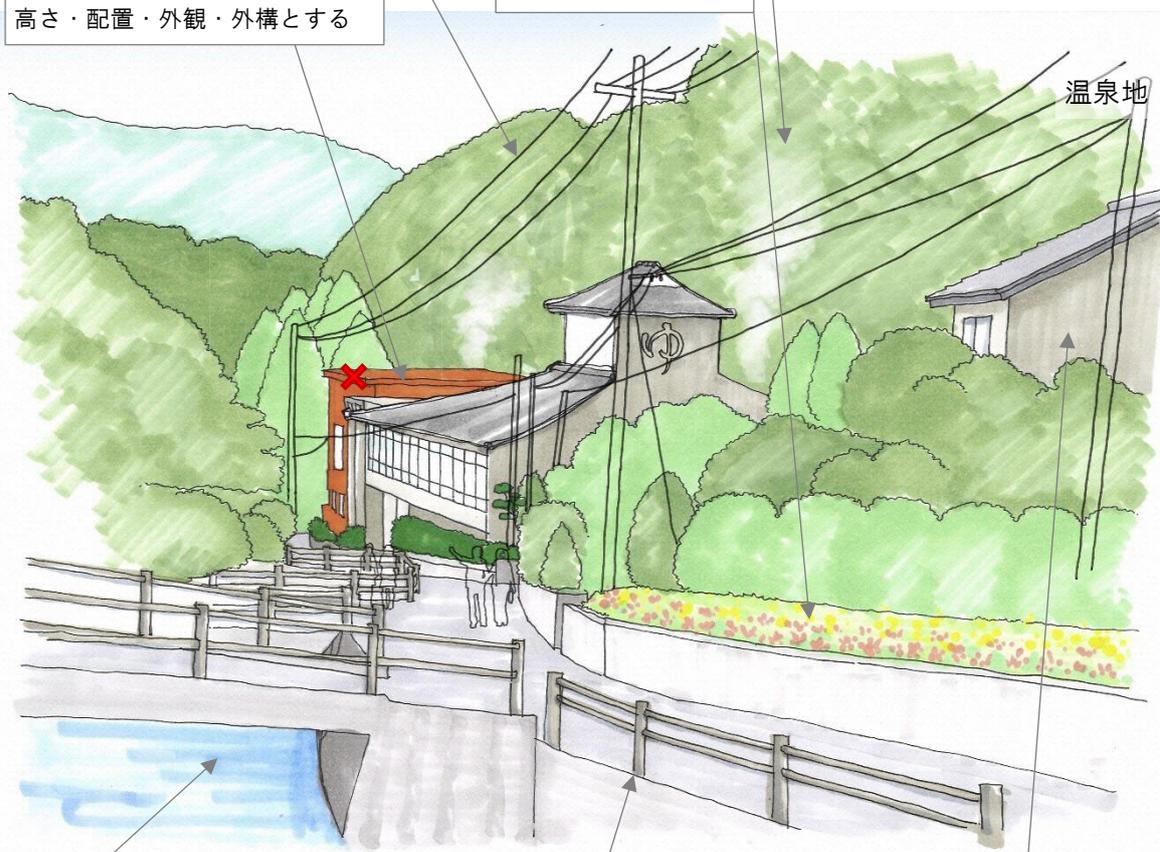


電線や電柱は、電線の整理や無電柱化等、周辺の景観に配慮する

周辺の豊かな自然環境の維持・保全

建築物は、周辺の景観に配慮した高さ・配置・外観・外構とする

敷地周りの緑化の推進



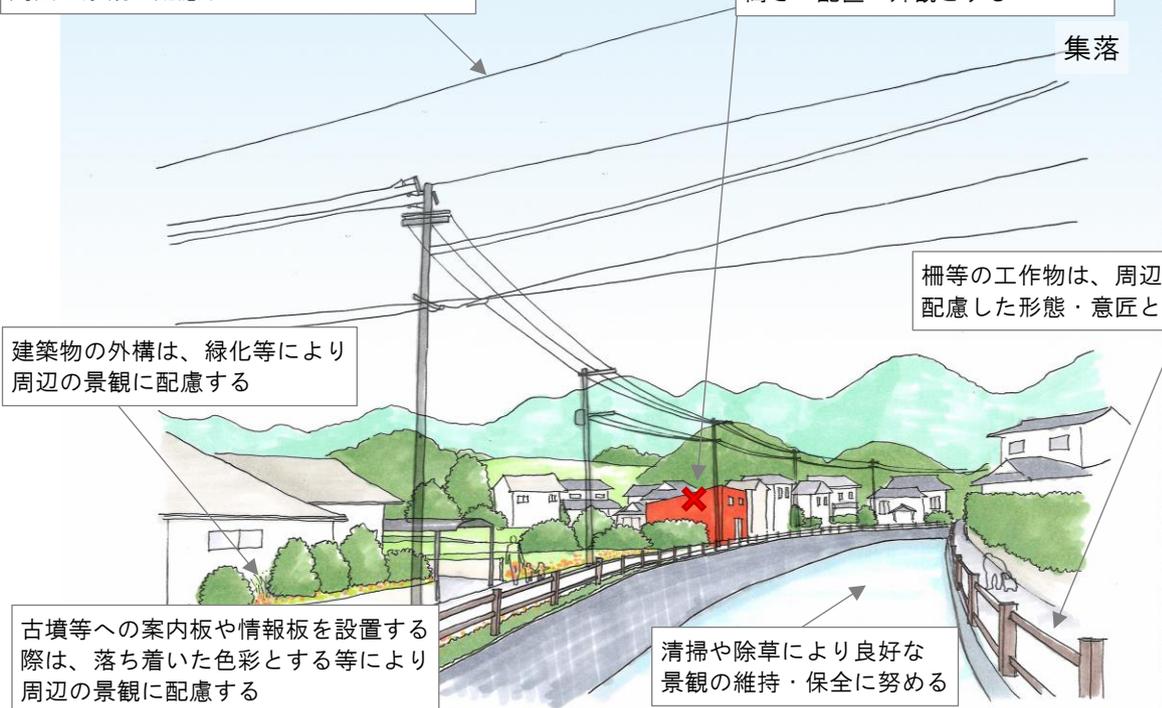
清掃や除草により良好な景観の維持・保全に努める

柵等の工作物は、温泉地の情緒ある雰囲気さに配慮した形態・意匠とする

古民家や空き旅館の活用を検討

電線や電柱は、電線の整理や無電柱化等、周囲の景観に配慮する

建築物は、周辺の景観に配慮した高さ・配置・外観とする



建築物の外構は、緑化等により周辺の景観に配慮する

柵等の工作物は、周辺の景観に配慮した形態・意匠とする

古墳等への案内板や情報板を設置する際は、落ち着いた色彩とする等により周辺の景観に配慮する

清掃や除草により良好な景観の維持・保全に努める

5) 幹線道路軸

① 幹線道路軸の特性

古賀市の主要な道路軸となる国道3号、国道495号、県道 筑紫野古賀線沿線では、生活利用だけでなく、通過交通による自動車交通量も多いことから、沿線にはロードサイドショップが連立し、派手な色彩の店舗や、大規模な広告物が見られます。



② 課題

- 人の目にふれる機会の多い幹線道路沿線においては、周辺の住環境や里山・田園景観に配慮しながら、調和のとれた沿道景観とすることが必要です。
- 特に沿線や交差点付近の巨大な屋外広告物については規模と色彩の規制が必要です。

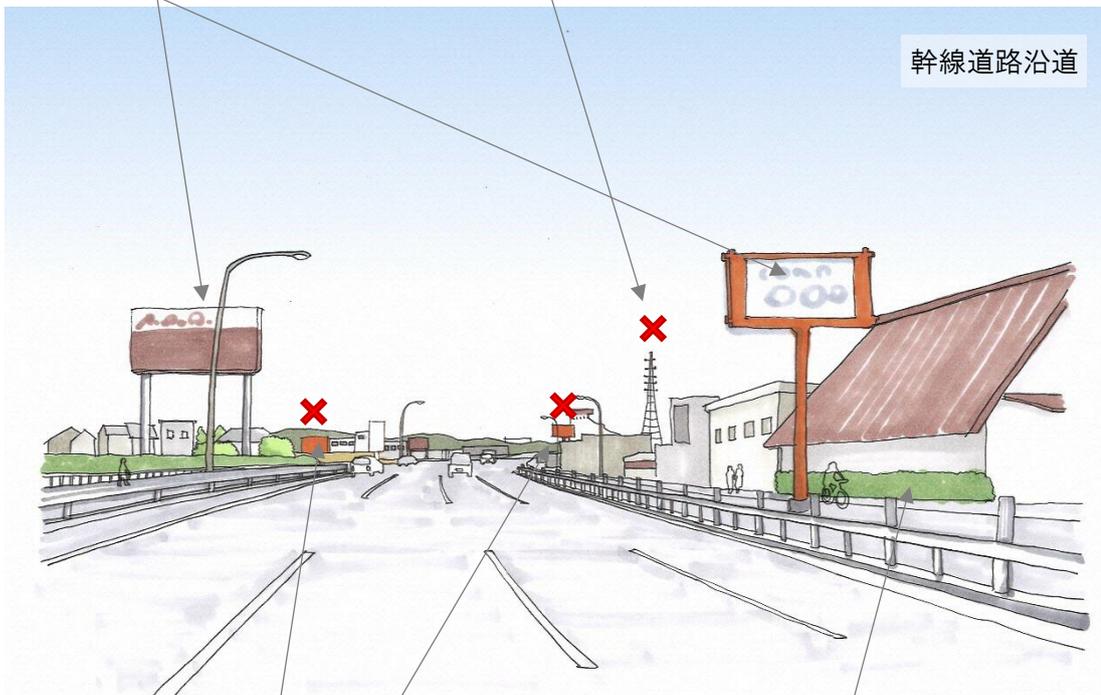
③ 景観形成方針

沿線の周辺の景観との調和に努める

④ 目指す景観像

広告物の大きさは、周辺の景観と調和したうえで、通りのにぎわいに配慮する

電波塔などの工作物は、周辺の景観を阻害しないよう配慮した形態・意匠・高さ・位置・配置とする

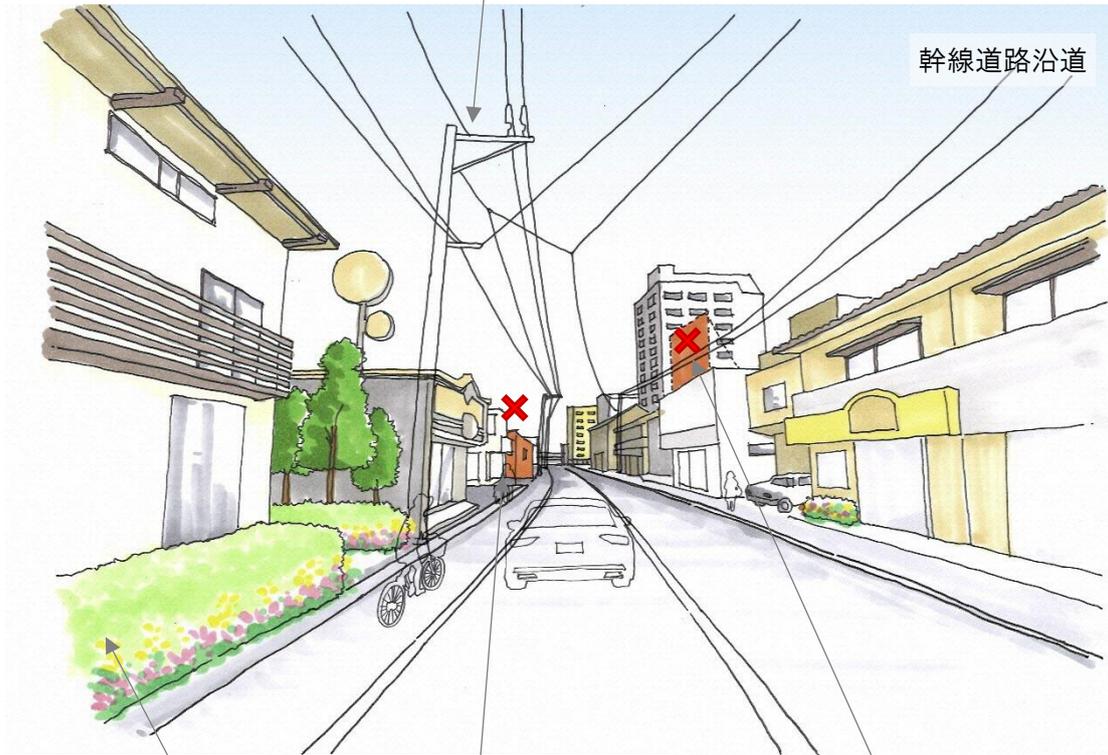


建築物は、周辺の景観に配慮した高さ・配置・外観・外構とする

広告物の色彩は、周辺の景観に配慮し、極端に派手にならないようにする

沿道店舗周りの緑化の推進
街路樹、植樹帯の適切な維持管理

電線や電柱は、電線の整理や無電柱化等、周辺の景観に配慮する



幹線道路沿道

敷地周りの緑化の推進

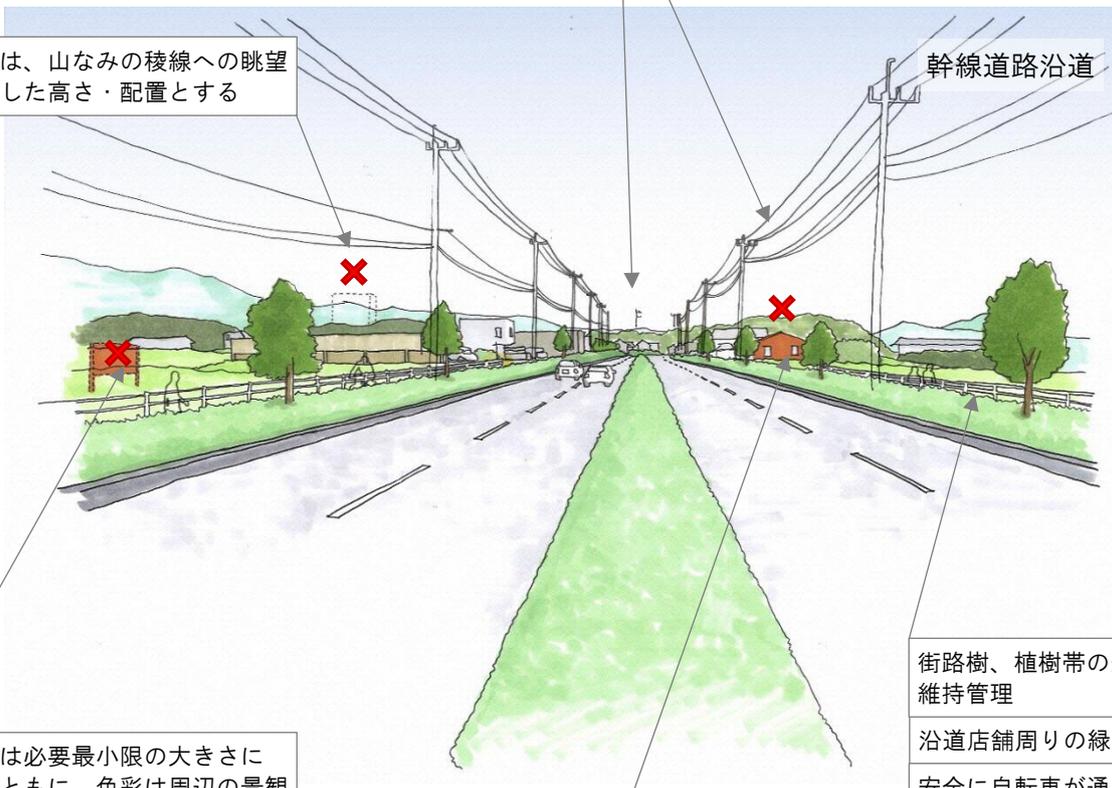
建築物は、周辺の景観に配慮した高さ・配置・外観・外構とする

広告物の大きさ・色彩は、周辺の景観と調和したうえで、通りのにぎわいに配慮する

電波塔などの工作物は、周辺の景観を阻害しないよう配慮した形態・意匠・高さ・位置・配置とする

電線や電柱は、電線の整理や無電柱化等、周辺の景観に配慮する

建築物は、山なみの稜線への眺望に配慮した高さ・配置とする



幹線道路沿道

広告物は必要最小限の大きさにするとともに、色彩は周辺の景観と調和したものとする

建築物は、周辺の景観に配慮した外観・外構とする

街路樹、植樹帯の適切な維持管理

沿道店舗周りの緑化の推進

安全に自転車が通れる空間の確保

6) 河川軸

①河川軸の特性

市内を流れる河川軸である大根川・中川の2つの水系は古賀市内を横断しているため、豊かな水辺景観とともに、市街地部～田園・里山～その先に広がる山林へと移り変わる、変化に富んだ特有の景観を見ることができます。

また、川沿いでは桜やほたるなどの四季折々の自然を楽しむことができます。



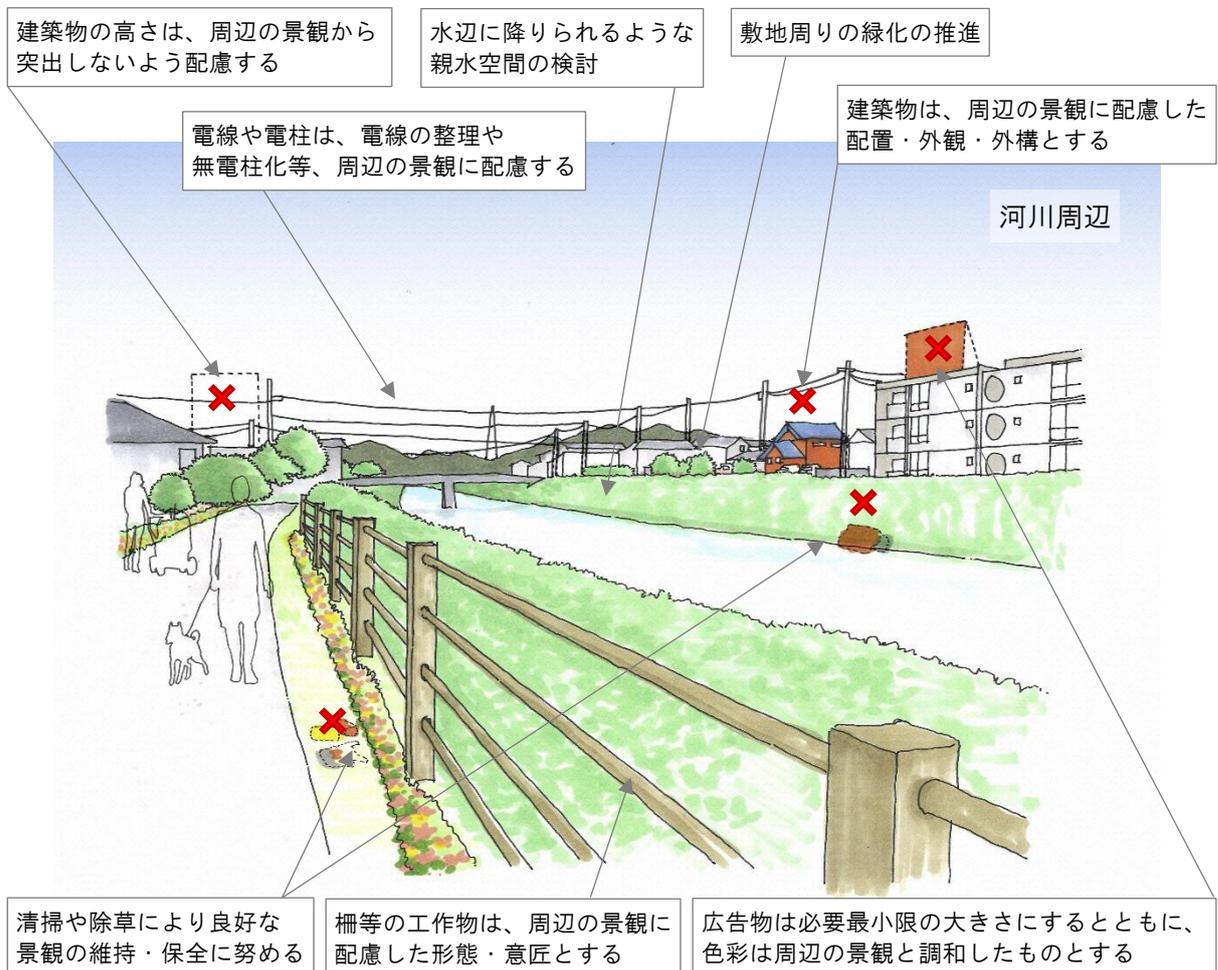
②課題

- 土手沿いの雑草・雑木の除去等により、河川とその周辺の景観を良好に保つことが必要です。
- うるおいのある良好な河川環境を活用するため、親水空間の創出が必要です。

③景観形成方針

生活に密着した豊かな河川空間の醸成に努める

④目指す景観像



第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

第1節 届出対象行為

大規模な建築行為や開発行為等は、周囲の景観に与える影響の程度が大きいため、一定規模以上の行為について、景観法に基づく届出制度の対象とし、第2節の景観形成基準に適合するよう誘導することにより、良好な景観形成を図ります。

●届出が必要な行為

行為の種類		行為の規模 ^{※1}	
建築物 ^{※2}	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（法第16条第1項第1号）	高さが12mを超えるもの、又は延床面積が500㎡を超えるもの ※主要幹線道路 ^{※3} 沿線 ^{※4} にあつては、全ての建築物	
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（法第16条第1項第2号）	塔状工作物（Ⅰ） 塔状工作物（Ⅱ）	地上からの高さが15mを超えるもの ^{※5} ※ただし、電柱を除く
		壁状工作物	ガードレール、柵：長さが50mを超えるもの 上記以外：高さが2mを超えるもの ^{※5}
		横断工作物	水門、堰：幅が2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超え、かつ延長が50mを超えるもの ^{※5}
		その他工作物	高さが15mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの ^{※5}
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更（法第16条第1項第3号）	開発区域面積 ^{※6} が1,000㎡を超えるもの	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（法第16条第1項第4号）	当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの	
	生業として行う屋外における廃棄物又は再生資源の堆積（法第16条第1項第4号）	全ての規模	

○工作物の定義

工作物の区分	工作物の対象物
塔状工作物（Ⅰ）	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明 その他これらに類するもの
塔状工作物（Ⅱ）	彫像、記念碑、記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの
壁状工作物	擁壁、柵、塀、ガードレール その他これらに類するもの
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰（地上付属工作物を含む） その他これらに類するもの
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場、地上に設置された太陽光発電施設 その他これらに類するもの



- ※1 増築等にあつては、当該行為後の建築物又は工作物の規模とする。
- ※2 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とする。ただし、工事に係る仮設のものを除く。
- ※3 国道3号、国道495号、県道 筑紫野古賀線。
- ※4 道路境界から20m以内に敷地の全部又は一部が含まれる区域とする。
- ※5 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さととの合計の高さとする。
- ※6 水平投影面積とする。

○届出の対象外となる行為（例）

●通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1)建築物の建築等
 - (2)工作物（当該敷地に存する建築物に附属する、私道を除く道路から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、消化設備を除く）の建設等
 - (3)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが1.5mを超えるもの
- ・ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1)建築物の建築等
 - (2)高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3)用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く）又は幅員が2mを超える農道・林道の設置
 - (4)土地の開墾

●非常災害のため必要な応急措置として行う行為

●古賀市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置



第2節 景観形成基準

届出対象行為に該当する場合は、次の基準に適合する必要があります。

届出対象行為に該当しない場合は、届出の必要はありませんが、基準に適合するよう努めてください。

対象物	部位	要素	景観形成基準																							
建築物	高さ・配置		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみから突出しないことを基本とし、周辺の景観を阻害しないよう配慮した高さ・配置とする。 ・眺望の背景となる山なみや松林のスカイラインを大きく阻害しないことを基本とし、海や平地部又は山頂からの眺望に配慮した高さ・配置とする。 ・地形に配慮した配置とする。 																							
	外観	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した全体的にまとまりある形態・意匠とし、連続性のある景観の創出に配慮する。 ・大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 																							
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とし、色彩基準に基づくものとする。 ・落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R、Yの高明度低彩度色を推奨する。 ・使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。 ・外壁のアクセント色は外壁各面の面積の1/10以下とし、色彩基準に基づくものとする。 ・屋根は、周辺の景観と調和した色彩とし、色彩基準に基づくものとする。 <p>【壁面の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">色相</th> <th rowspan="2">明度</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> <tr> <th>まちゾーン</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～Y R</td> <td>8以上</td> <td colspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>～5 Y</td> <td>8未満</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td colspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根の色彩基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無彩色又は低明度・低彩度を推奨する。 <p>※着色していない木材・レンガ・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、景観審議会や景観アドバイザーにより、周辺の景観を大きく阻害しないと認められた場合は、色彩基準の範囲を超えた色彩とすることができる。</p>		色相	明度	彩度		まちゾーン	その他	基調色	5 R～Y R	8以上	2以下		～5 Y	8未満	6以下	4以下	上記以外	—	2以下		アクセント色	全色相	—
	色相	明度	彩度																							
			まちゾーン	その他																						
基調色	5 R～Y R	8以上	2以下																							
	～5 Y	8未満	6以下	4以下																						
	上記以外	—	2以下																							
アクセント色	全色相	—	—	6以下																						



対象物	部位	要素	景観形成基準
建築物	外構		<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみや自然などの周辺の景観との調和に配慮し、樹木や草花等によりできる限り緑化に努める。 ・建築設備は、道路から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する。 ・塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、周辺の景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める。 ・屋外広告物は出来る限り集約化し、まちなみや自然などの周辺の景観との調和に配慮する。
		塔状工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した形態・意匠とする。 ・落ち着いた色彩を基調とし建築物の色彩基準に準じて、高明度、高彩度の色彩は避ける。 ※やむを得ない場合は、目立たないように修景する。
工作物	塔状工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみから突出しないことを基本とし、周辺の景観を阻害しないよう配慮した高さ・位置・配置とする。 ・眺望の背景となる山なみや松林のスカイラインを超えないことを基本とし、海や平地部又は山頂からの眺望に配慮した高さ・位置・配置とする。 ・地形に配慮した配置とする。
		高さ・位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した形態・意匠とする ・機能を保つ上で必要最小限の高さとする。 ※やむを得ない場合は、目立たないように修景する。
	壁状工作物・横断工作物・その他工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮した位置・配置とする。 ※やむを得ない場合は、目立たないように修景する。
		位置・配置	

市内全域	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する。 ・擁壁を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・形状を変更する土地の範囲は必要最小限とする。（用水貯水池の補修などは除く。） ・樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する。 ※当初の目的を終えた箇所については、既存の樹木や新たな緑化等によって修景に努める。
生業として行う屋外における廃棄物又は再生資源の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が周囲から見えなように遮蔽壁や植栽で遮蔽をするなどの工夫を行う。 ・遮蔽壁を設置する場合は、周辺の景観と調和に配慮した形態・意匠とする。

※以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーの意見を聴いた上で、景観形成基準を適用しないことができる。

- ・寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ・公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの



【参考：「マンセル表色系」について】

この計画では、日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

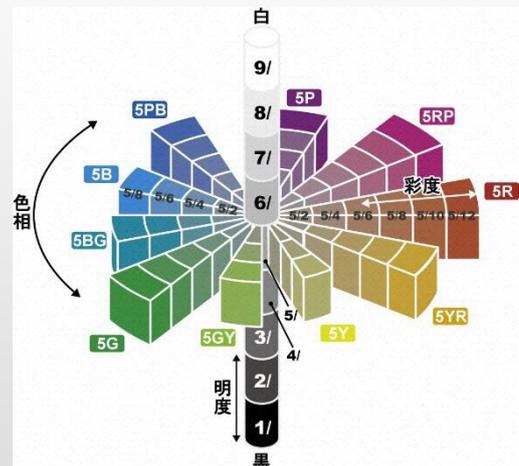
なお、N（無彩色）とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色（白と黒自体も含む）の総称を指します。

①色相	②明度	③彩度
基本は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）と、中間の5色、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる

▲色の3属性

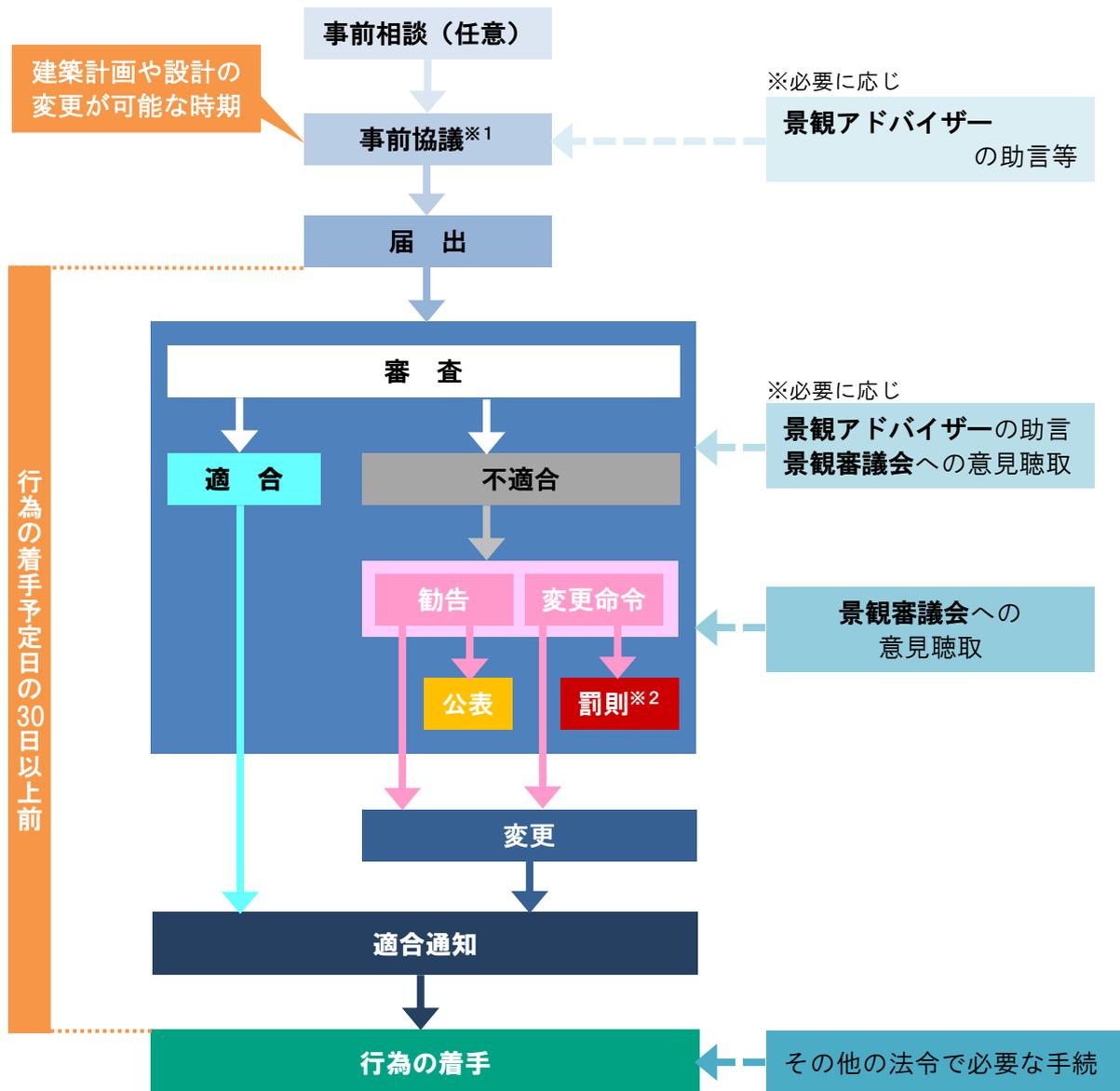
マンセル値の読み方

5 R 4 / 12（5アール4の12と読む）
 ①色相 ②明度 ③彩度



▲マンセル表色系のイメージ

●行為の届出に係る手続きの流れ



※1 建築物等の計画について、景観形成基準に照らして、対話型の協議を行います。

※2 景観法に基づき、次のとおり罰則を適用します。

○30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着手した場合等

○50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合等

○1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合

第3節 景観重点区域

景観重点区域とは、景観計画区域の中で、個別のより詳細な景観についてのルールを定める区域のことです。

地域住民が主体となって魅力的な景観形成に取り組んでいる区域や歴史的な価値のある区域、低層住宅の立ち並ぶ生活密着型の区域、一団の土地において今後開発が行われる区域などについて、景観重点区域に指定し、市全域とは別にそれぞれの区域の周辺景観に配慮した個別のルールを定めることができます。

なお、既にまちなみが形成され、土地所有者等が多数存在する場所にあつては、景観に対する気運の高まりによる地域住民からの提案（第7章 第3節（1）5）を参照）を受けたうえで、市と地域住民にて協議を行い、指定を行うことを基本とします。

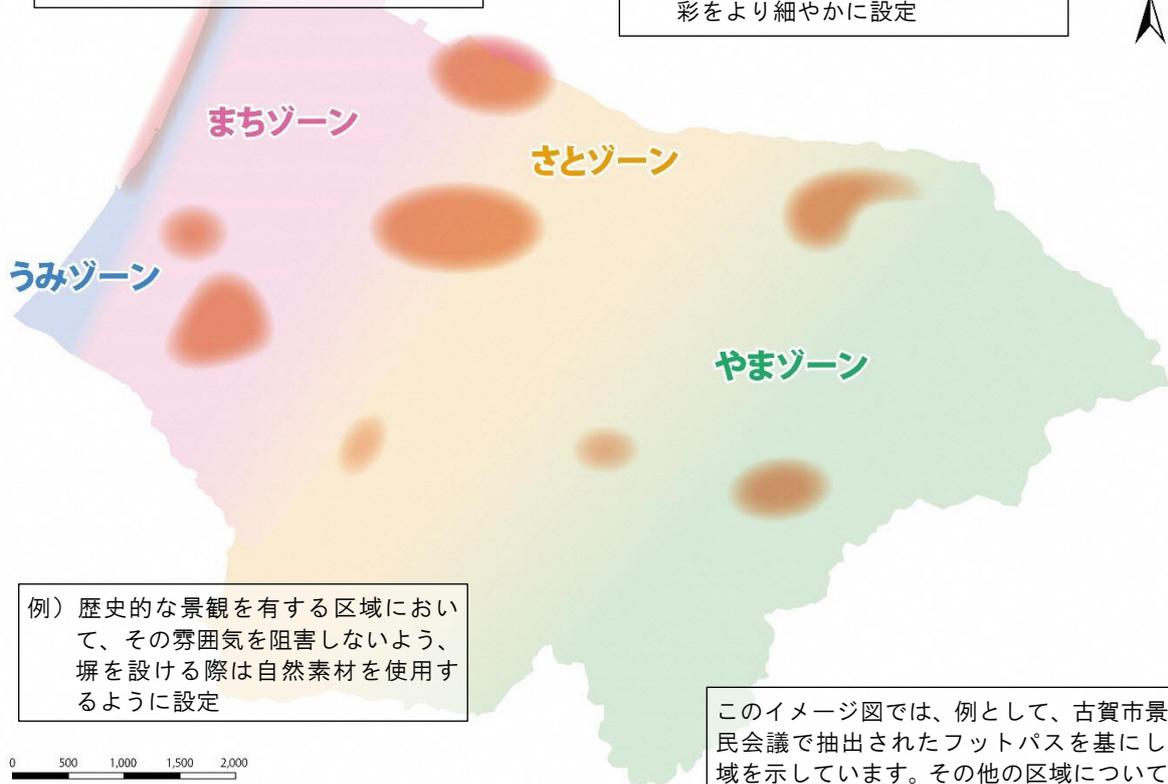
景観重点区域指定のイメージ図

対象：地域住民が主体となって魅力的な景観形成に取り組む区域、開発による景観の変化が想定される区域 等

基準：市全域の景観形成基準とは異なる独自の基準

例) これから開発が行われる区域において、統一感のあるまちなみとするために、市全域と比較して、より小規模な建築物についても届出対象行為とするように設定

例) 既存住宅地において、落ち着いた景観を維持するため、住宅の壁面の色彩をより細やかに設定



例) 歴史的な景観を有する区域において、その雰囲気や趣を阻害しないよう、塀を設ける際は自然素材を使用するように設定

このイメージ図では、例として、古賀市景観市民会議で抽出されたフットパスを基にした区域を示しています。その他の区域についても景観重点区域へ位置づけることができます。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第3号]

市内に点在する景観資源の中でも、建造物や樹木は、地域の景観に与える影響が大きいだけでなく、歴史的価値を有していたり、地域のシンボルとして重要な役割を果たしていることもあり、古賀らしい個性的で魅力的な景観まちづくりを推進する上で、重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

市の景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有する建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

①と②のいずれにも該当するもので、③から⑥のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもの
- ② 老朽化、改造が著しくなく、原型をよく留めているもの又は修復が可能なもの
- ③ 建築物等として美観が優れているもの
- ④ 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与しているもの
- ⑤ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ⑥ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われているもの

※文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については指定できません。



第2節 景観重要樹木の指定の方針

市の景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有する樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、次のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高等美観が優れているもの
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与しているもの
- ③ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われているもの

※文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については指定できません。



第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

[景観法第8条第2項第4号ロ]

第1節 指定の方針

道路や河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。

このため、次の方針に基づき、景観重要公共施設に指定し、施設管理者の協力を得ながら、良好な景観形成を推進することとします。

【景観重要公共施設の指定基準】

公共施設の中で、次のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 市の景観の骨格を形成するもの
- ② 市民にとって特別な意味があるもの又は親しまれているもの
- ③ 地域にとってシンボルとなるもの又はそれに深く関連するもの

第2節 景観重要公共施設

次のとおり景観重要公共施設を指定します。

(1) 景観重要道路

番号	名称	対象区間
1	国道3号	市内の全区間
2	国道495号	市内の全区間
3	県道 筑紫野古賀線	市内の全区間
4	県道 古賀停車場線	全区間
5	千鳥・栗原線	全区間
6	古賀駅・前田線	全区間
7	鬼王線	全区間
8	町川原71号線	全区間

(2) 景観重要河川

番号	名称	対象区間
1	大根川水系（大根川、谷山川、青柳川、薬王寺川、米多比川）	大根川流域
2	中川水系（中川）	中川流域



第3節 整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に当たっては、次の事項に配慮することとします。ただし、国又はそれぞれの施設管理者が定める指針等がある場合は、それに依拠することとします。

(1) 景観重要道路

- ① 地域ごとの景観特性に配慮した形態意匠とすることとし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。
- ② 移動する車窓からの田園景観や自然景観への眺望を妨げることのないよう、標識柱、照明柱、信号柱、分電盤等は、煩雑にならないように配置し、可能な限り集約するよう努める。

(2) 景観重要河川

- ① 動植物が生息可能な河川環境の保全に努める。
- ② 構造物は、周囲の自然環境等との調和に配慮した形態意匠とし、水辺への近づきやすさや親水に配慮する。



第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

屋外広告物は、店舗や道路沿いなど私たちに身近な場所で日常的に目にするものであり、まちの景観を構成する重要な要素だと言えます。情報伝達にとどまらず、まちのにぎわいの創出にも寄与する一方で、その規模や色彩に統一感がない広告物が無秩序に設置されれば、まちの良好な景観を阻害することにもなります。

このため、屋外広告物の表示についても適切に誘導することにより、良好な景観形成に向けて取り組むこととします。

なお、具体的な基準等については、次の指針を踏まえ、この計画に即して制定する古賀市屋外広告物条例や規則で定めることとします。

【屋外広告物に関する景観誘導指針】

- (1) 面積、高さ、数量は、必要最小限とする。
- (2) 集約化に努める。
- (3) 形状や色彩は、自然や建築物等の周辺環境との調和に努める。
- (4) ネオン、点滅、動光又は動画を伴うものは設置しないよう努める。
- (5) 眺望を阻害しないよう努める。

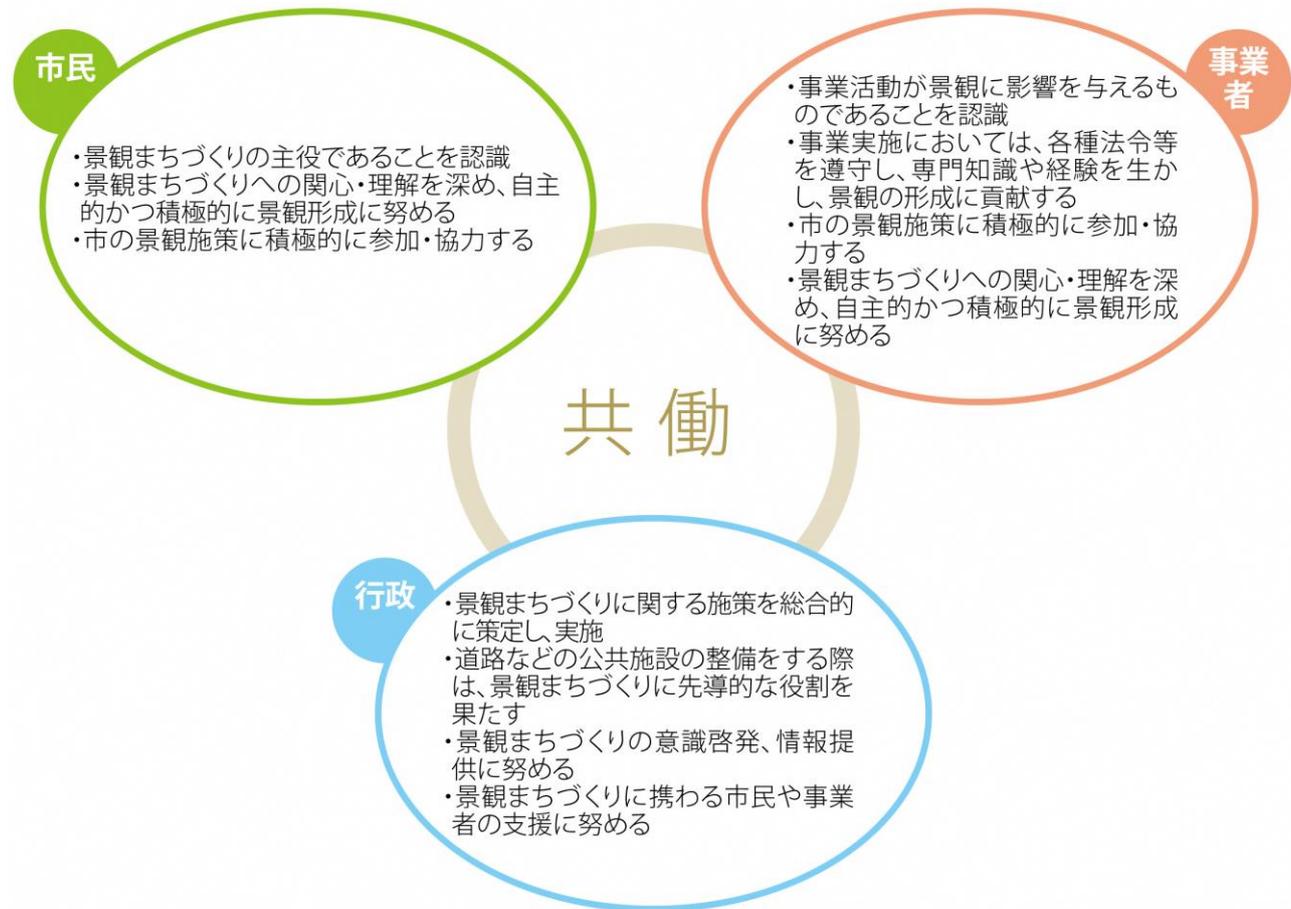


第7章 共働による景観まちづくりの推進

第1節 市民、事業者、行政の役割

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに、お互いがそれぞれの立場や特性を理解し、尊重しながら、協力・連携して取り組むことで、共働による景観まちづくりを推進します。

図 市民・事業者・行政の役割分担と共働のイメージ図

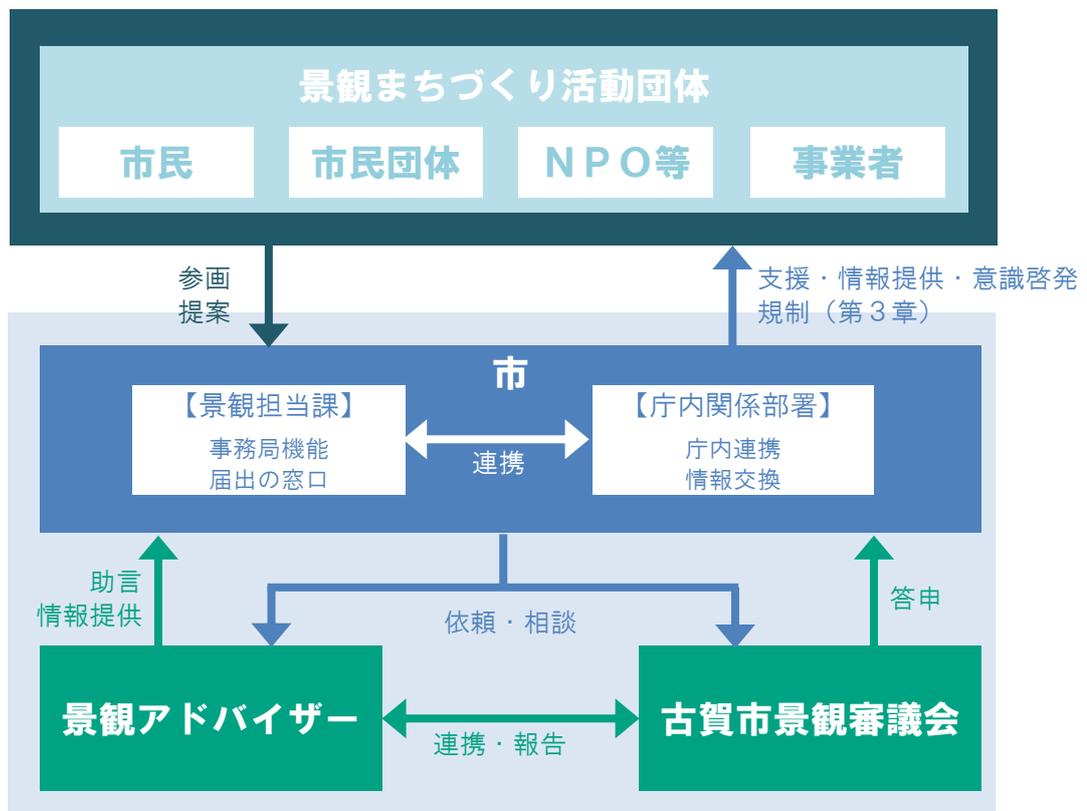


第2節 推進体制のイメージ

市内では、様々な個人や団体が清掃等の景観まちづくり活動に取り組んでいます。景観まちづくりを推進するためには、個々の活動を活性化させるとともに、それらが連携し、あるいは組織化して一体的に取り組むことも重要です。

一方、市は、関係部署間での連携を深めるとともに、景観に関する重要事項を審議する「景観審議会」や、届出対象行為に係る審査や公共施設の整備に関する技術的助言を求める「景観アドバイザー」を設置するなど、計画を適切に運用できる体制の構築を図ります。

図 推進体制イメージ図



第3節 推進方策

市民・事業者・行政の3者が、それぞれの立場に応じた景観まちづくりに主体的に取り組むとともに、相互に補完しあったり、連携したりすることにより、効果的に景観まちづくりを推進することを目指します。

(1) 市民・事業者ができる景観まちづくり

1) 自らが管理する場所の適正管理・緑化

個人宅や自社所有地等の個人や事業者の所有物については、現在空き家・空き地となっているものも含めて、所有者が責任を持って管理し、清掃や草刈等による適正な維持管理を行なうことで、地域の景観を乱さないようにすることが望まれます。

また、個人宅の庭先や事業所・店舗の周りの緑化を行ったり、敷地内に資材を置く場合は周囲から見えないように工夫したり等することで、地域の良好な景観形成に寄与することができます。

2) ボランティア活動（社会貢献活動）等による取り組み

道路や公園、海岸等の公共空間の清掃活動や緑化活動、路上等違反広告物の撤去活動などの景観まちづくりに資する活動については、現在も、自治会やボランティア団体などの市民活動団体や事業者等によって積極的に取り組まれています。

このような活動は、市の良好な景観形成において大きな役割を担うものであり、今後も継続され、また活性化されていくことが望まれます。

また、市が実施する景観まちづくりに関連する施策に積極的に参加・協力することで、景観まちづくりへの理解を深めたり、景観まちづくりに貢献することができます。

事業者にあつては、直接清掃活動等を実施するだけでなく、専門知識を活かした啓発事業を行ったり市民活動団体が行う活動を支援したりする方法で、景観まちづくりを行うこともできます。

3) 法令の遵守

建築物の建築等の行為を行う際に、本計画で定める届出対象行為にあたる場合は、遅滞なく市に届出を行い、景観形成基準を遵守する必要があります。また、屋外広告物を掲出する際は、屋外広告物条例に基づき、形態・意匠の基準を遵守した内容で、市に申請を行い、掲出の許可を得る必要があります。

また、これらの届出や申請の対象ではない行為を行う場合においても、景観形成基準に適合するよう努める等により、良好な景観形成の推進に寄与することができます。



4) 地域による協定

地域で協定を締結することによって、その区域内に限定した様々な景観まちづくりのルールを作ることができます。景観法に基づくものとしては、景観法第81条に規定する「景観協定」があります。

このような協定を締結することにより、地域の良好な景観を保全したり、個性的なルールづくりによって、地域の個性を創出したりすることができます。

例) 住宅の外壁の色を規定する、コンクリートブロックではなく生垣を設置する、夜間の過度なライトアップを制限する 等



5) 地域住民等による景観計画の提案制度

地域特性に応じた景観形成を推進するため、景観法第11条に規定された住民等による景観計画の提案制度を活用し、一団の区域における景観形成基準等について、景観計画に定めるよう市に提案することができます。

(提案を受けた場合は、市は、計画の変更について検討し、判断を行います。)

6) 情報の発信

古賀市の魅力的な景観や、景観まちづくりに関する取り組みやイベント等について積極的に情報発信することで、景観まちづくりへの関心や機運を高めるとともに、景観まちづくりに取り組むきっかけづくりをすることができます。

(2) 行政による取り組み

1) 景観に配慮した公共施設の整備と適切な維持管理

市で整備する公共施設については、その施設が存するゾーンや軸の景観形成方針・景観形成基準を遵守し、先導的に良好な景観形成を図っていきます。

道路・河川および大規模な公園等の公共施設は、地域の景観を乱さないように適正に維持管理をします。また、県や国の管理する公共施設においても、適正な維持管理が行われるよう、随時草刈り等の依頼を行います。

2) 空き家・空き地バンクの運用

未利用の空き家や空き地は、時にその所有者が定期的に維持管理することが困難であり、結果として雑草の繁茂など、地域の景観に悪影響を与えることがあります。市では、空き家・空き地バンクを運用し、未使用の空き家・空き地の利活用を図ることで、良好な景観の維持を図ります。

3) 啓発・顕彰

景観まちづくりへの機運や関心を高め、景観まちづくり活動を活性化させるため、市が行う景観の取り組みについて説明する出前講座や景観に関するセミナー等の啓発事業を実施するとともに、景観まちづくりに関する表彰制度を創設します。



4) 情報発信

景観まちづくり活動団体の活動や、市の景観関連事業について市HP等により紹介し、市民や事業者が景観まちづくりへ参加するためのきっかけづくりをします。

※景観まちづくりに活用できる市の事業の紹介（平成30年度現在）

- 花いっぱい運動（補助金の交付）
- コスモスマちづくりプロジェクト（コスモスの種の配布）
- なの花まつり補助（地域でのイベントに対する補助）
- アダプト・プログラム（ゴミ袋の配布・ゴミの回収）
- 市民清掃活動支援（ゴミ袋の配布）
- 道路愛護デー（道路や公園の清掃）
- ラブアース・クリーンアップ（海岸の清掃）



5) 市民や事業者が行う景観まちづくりへの支援

市民や事業者が行う景観まちづくりに対し、情報提供や、地域での協定の締結や景観計画の提案制度の活用にあたって、専門家を派遣する等の支援を行います。

6) 新たな制度への対応や研究

住民主体のまちづくりを推進するために近年新たに法整備により創設された制度や創設が検討されている制度には、景観まちづくりに活用できるものがあります。共働による景観まちづくり推進に向け、このような制度の活用についても取り組んでいきます。

（例）

○都市計画協力団体制度（都市計画法）

地域住民によるまちづくり協議会等、市長から指定を受けた団体は、面積要件に関わらず、良好な住環境を維持するための地区計画など、身の回りの小規模な計画提案をすることができる制度です。

○市民緑地認定制度（都市緑地法）

住民団体や事業者等が、市長により認定を受けた設置管理計画に基づき、土地所有者の協力の下、空き地等を公園的な空間に整備・利活用することができる制度です。

○地域再生エリアマネジメント負担金制度（地域再生法）

現在、法改正による創設が検討されている、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する制度です。



第4節 景観計画の適切な運用

市は、本計画を適切に運用し、古賀らしい良好な景観形成を図ります。運用に当たっては、市民や事業者と共通認識を持つためのガイドラインを作成します。

また、本計画は、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、または古賀市総合振興計画などの上位・関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直します。

なお、景観重点区域の指定や景観重要公共施設の追加指定等が生じた場合には、随時修正を加えることとします。



卷末資料

● 策定經過等

●策定経過等

(1) 策定経過

期日	事項	主な内容
平成29年2月12日	こが景観まちづくりセミナー	・参加者全員が3班（自然・緑班が2班、歴史・文化班）に分かれワールドカフェ 【テーマ】 「“いい眺め”って何だろう？」 ・九州産業大学 工学部建築学科 教授 日高先生による講演
平成29年3月31日	第1回 景観市民会議	・3班（くらし・まち、歴史・文化、自然）に分かれ、重点テーマの絞り込みとまち歩き候補地を検討 【テーマ】 「“お宝景観”をあぶりだそう！」
平成29年5月20日	第2回 景観市民会議	・班ごとにまち歩きを行い、“お宝景観”の魅力・問題点を整理 【テーマ】 「まちを歩いて確かめよう！」
平成29年7月3日	第1回 古賀市景観計画策定委員会	・景観計画策定の方針の決定
平成29年8月7日	第3回 景観市民会議	・班ごとに ①こがの特性、課題整理 ②景観のあり方・景観ゾーニングと方針を検討 【テーマ】 「“お宝景観”のあり方を考えよう！」
平成29年10月20日	第4回 景観市民会議	・班ごとに ①景観のあり方及びルール等の検討 ②計画の確認と“眺め”のブランド化に向けた戦略を検討 【テーマ】 「“お宝景観”を売り出そう！」
平成29年11月8日	第2回 古賀市景観計画策定委員会	・景観市民会議結果の報告 ・景観計画（素案）について ・景観条例について ・屋外広告物条例について
平成29年12月12日	第5回 景観市民会議	・3班（くらし・まち、歴史・文化、自然）に分かれ、提言（案）の内容を確認 【テーマ】 「提言をまとめよう！」
平成30年1月22日	「景観まちづくりの提言書」手交式	市民会議委員の代表者より市長に対し、提言書を手交
平成30年1月30日	第3回 古賀市景観計画策定委員会	・景観計画（案）について ・ ・
平成30年2月19日～ 3月5日	住民説明会の実施	小学校区ごとに全8回開催 参加者数：合計52名
平成30年2月19日～ 3月20日	パブリックコメントの実施	

期日	事項	主な内容
平成30年6月19日	第4回 古賀市景観計画策定委員会	景観計画策定委員会案の完成

(2) 古賀市景観市民会議名簿

※五十音順、敬称略（全23名）

班	氏名
くらし・まち班	飯尾 翠
	庵原 賢治
	木下 玖美子
	篠崎 建治
	西園寺 秀樹
	世利 浩之
	忠津 孝
	中村 直史
	福崎 トビオ

班	氏名
歴史・文化班	井上 慎也
	金子 美聡
	亀石 恵
	末次 威生
	戸田 祐子
	新田 昌彰

班	氏名
自然班	安部 俊伯
	今村 恵美子
	上野 悦子
	宿理 英彦
	薛 孝夫
	古川 正紀
	間瀬田 阿由子
	三坂 明子

(3) 古賀市景観計画策定委員会委員名簿

※順不同、敬称略

区分	氏名	所属
識見者	日高 圭一郎	九州産業大学 建築都市工学部建築学科 教授 景観研究センター 研究員
	箕浦 永子	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 助教
	松山 祐子	1級カラーコーディネーター
市民会議代表者	新田 昌彰	古賀市史跡案内ボランティア
	中村 直史	有限会社 リーブス（造園）
	今村 恵美子	古賀市歩いてん Do 好会

(4)「景観まちづくりの提言書」(一部抜粋)

①浜辺のフットパス

は 夕日の映える 古賀海岸

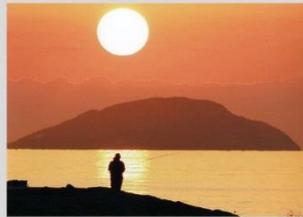
浜辺では、雄大な玄界灘を臨む相島や沈む夕日が見られ、海岸線や松林が連続しています。美しい夕日と、新宮～古賀～福津にかけて再び広がる海岸線の景観を守ることが大切と考えています。

特性

花鶴が浜公園や古賀市自慢の海岸線を含むフットパスエリアです。

古賀海岸や松林による、白砂青松の景観が広がっています。中川河口には一目で夕陽の沈む時間と方向が分かる「夕陽風景時計」が設置されています。

また、海岸からは相島を見渡すことができ、壮大な眺望景観が広がっています。



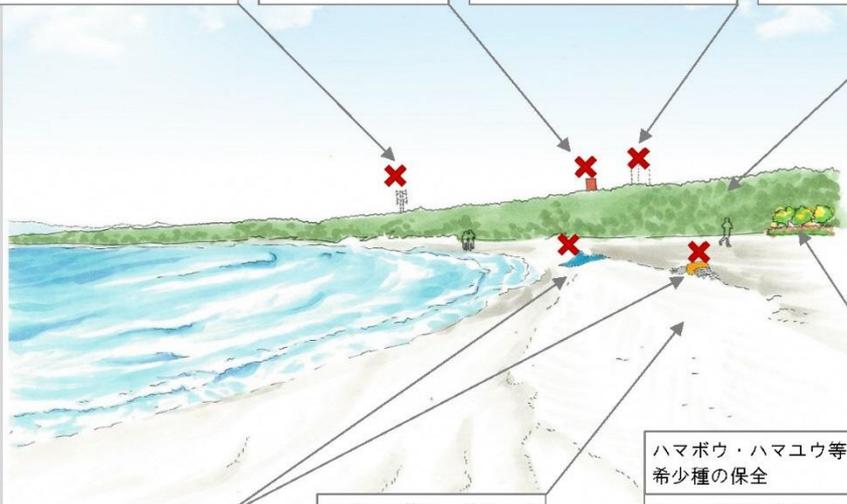
景観づくりのイメージ

水辺景観と不調和な電波塔などの
工作物等の規制・誘導

派手な色彩の
広告物の規制・誘導

水辺景観と不調和な建築物の
色彩・高さ等の規制・誘導

良好な松林景観の
保全



良好な海浜景観の保全に努める

イベント等の開催による
海浜の積極的な活用

ハマボウ・ハマユウ等の
希少種の保全

フットパスを中心とした
草花による積極的な緑化の推進

私たちにできること

- ・ キレイな花が咲く場所のマップを作成し、多くの人にPRし、歩いてもらいます。
- ・ 既存の活動団体と連携して、歩いてる道を中心に、草花による緑化ボランティアを集めます。

②舞の里周辺のフットパス

なご まい さと 和みと笑顔の 舞の里

舞の里は、閑静な戸建て住宅それぞれにて、庭先の花植えや敷地の緑化が積極的に行われています。このような人々の温かいふれあいと花いっぱい町のまちなみを守り育てることが大切であると考えています。

特性

舞の里地区の住宅地を中心としたフットパスエリアです。緑あふれる公園や落ち着いた戸建て住宅地の景観が広がっています。戸建て住宅地の裏側には歩行者専用道路も設けられており、良好な居住環境が守られています。また、地区内の建物周辺では庭先の花植えや緑化活動が積極的に行われており、緑豊かな景観が形成されています。



景観づくりのイメージ

周辺の景観と不調和な意匠・形態の建築物、派手な色彩の建築物の規制・誘導

建築物は周辺景観と調和した配置・形態・高さとする

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理等のまちなみ景観に配慮する

適切な剪定方法による街路樹の維持管理

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

ベランダや敷地周りの緑化の推進

私たちにできること

- ・既に実施している花いっぱい運動をさらにPRし、参加者を増やします。
- ・市民の手で街路樹等の手入れを行い、きれいな歩道を維持します。

③花鶴丘周辺のフットパス

こんじゃく ししぶやま いだ かつるがおか
今昔織りなす 鹿部山に抱かれた 花鶴丘

鹿部山から玄界灘への眺望は非常に美しく、鹿部山のふもとにある花鶴丘には子どもが多く住んでおり、近くには鹿部田淵遺跡等の歴史的資源があります。今を生きる子どもたちと、古くからある歴史的資源の共存を守り育てることが大切だと考えています。

特性

青柳川沿いの土手や花鶴丘、美明、鹿部等の低層、中高層住宅を中心としたフットパスエリアです。

花鶴丘団地内には、小学校や保育園等の学校施設と、大小様々な公園や鹿部山などの自然環境が調和しており、良好な住宅地が広がっています。



景観づくりのイメージ

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理等のまちなみ景観に配慮する

周辺景観から突出した高さの建築物の規制・誘導



周辺の景観と不調和な意匠・形態の建築物、派手な色彩の建築物の規制・誘導

安全に自転車が通れる空間の確保

鹿部山から海への眺望景観の保全

主要な歴史的資源への案内看板や情報板の設置

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

私たちにできること

- ・親子でも参加できる清掃活動を実施し、積極的に参加するとともに、PRして参加者を増やします。(ゴミの重さを計るイベント等)。
- ・鹿部山に手作りの案内看板やベンチを置いて、憩いの空間を作ります。

④ JR古賀駅周辺のフットパス

ひと、にぎわい咲かせる 古賀の玄関

駅前通りや商店街は古賀の玄関であり、顔となる空間です。人々に笑顔の花が咲き、沿道にも一つでも多くの花が咲くような、心地の良い空間を守り育てることが大切だと考えています。

特性

JR古賀駅前を中心として、駅前通りやJR沿線の商店街を含むフットパスエリアです。

駅前のメイン通りでは、電線の地中化やロータリーの花壇整備等のまちの顔となるような様々な取り組みが行われています。

また、隣接する商店街では、古くからの雰囲気を残した軒の揃った店舗や街灯などの昭和のレトロな趣を感じさせる景観が広がっています。



景観づくりのイメージ

周辺の景観と不調和な色彩の建築物の規制・誘導

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する

空き家・空き地・空き店舗等の活用促進による、まちのにぎわいづくり



車の進入を規制し、遊歩道の設置を検討

敷地周りの緑化の推進

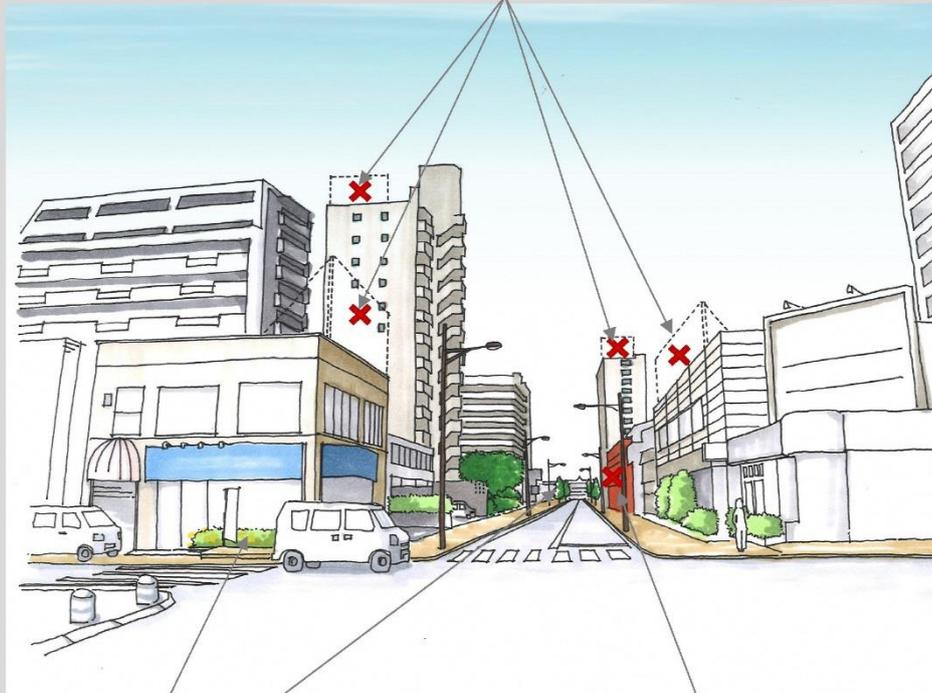
広告物はまちのにぎわいに配慮した上で必要最小限の数・大きさにするとともに、まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする

私たちにできること

- ・昭和レトロな雰囲気を守り、イベント等を通じて魅力をPRしていきます。
- ・空き地や空き店舗を活用したイベント企画を検討し、活気ある商店街を作ります。

景観づくりのイメージ

広告物はまちのにぎわいに配慮した上で必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする



敷地周りの緑化の推進

街路樹、植樹帯等の適切な維持管理

周辺の景観と不調和な意匠・形態の建築物、派手な色彩の建築物の規制・誘導

周辺の空き家・空き地・空き店舗等の活用促進による、まちのにぎわいづくり

私たちにできること

- ・ 既の実施している沿道の花植え活動を継続し、美しい古賀の玄関を作ります。
- ・ 空き家・空き地バンクやシェアハウス等、周辺にある空き家・空き地の活用方法を私たちで考えていきます。

⑤ 籾内周辺のフットパス

いなほ
菜の花と稲穂の輝く むしろうち

籾内周辺では、菜の花の黄色や稲穂の黄金色など、四季の移り変わりに伴い、様々な色を感じることができます。周辺の豊かな自然環境と相まった籾内の美しい景観を守り育てることが大切だと考えています。

特性

大根川や熊野神社を含む、籾内地区を中心としたフットパスエリアです。

春には、菜の花が咲き誇り、背後にそびえる山々と相まって、雄大な自然景観が見られます。菜の花畑以外にも、山裾まで広大な田園風景が広がり、四季折々の自然豊かな景観を感じることができます。



景観づくりのイメージ

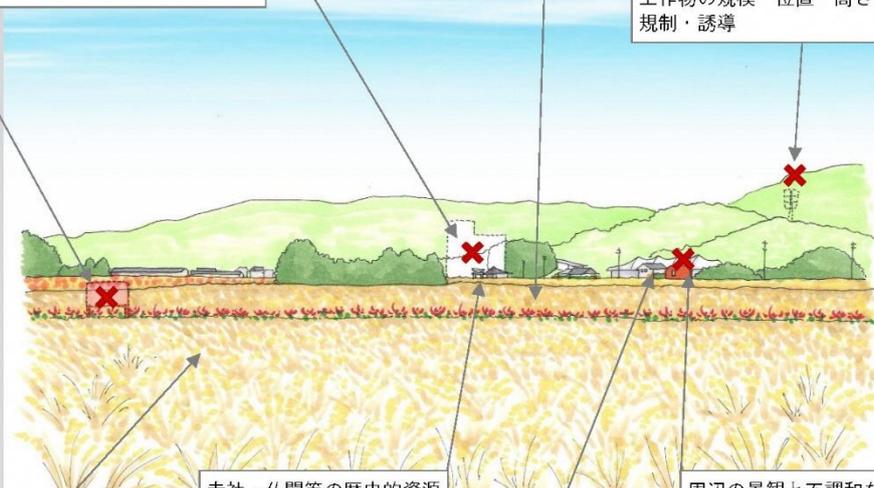
広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

周辺景観から突出した高さの建築物の規制・誘導

フットパスを中心とした草花による積極的な緑化の推進

周辺景観と不調和な電波塔などの工作物の規模・位置・高さ等の規制・誘導



広がりのある田園景観保全

寺社・仏閣等の歴史的資源および鎮守の森の保全

敷地周りの緑化の推進

周辺の景観と不調和な色彩の建築物の規制・誘導

私たちにできること

・川沿いや空き地で花植えを行うため、緑化ボランティアを集めます。

⑥ 薦野・小野公園周辺のフットパス

せいらりゅう 清流と山あいには舞う 恋螢 こいぼたる

薦野や小野公園周辺では、大根川の清らかな流れにより、春には桜が咲き、夏にはホタルの飛び交う環境が整っています。土手沿いに座る恋人たちや、ホタルの美しい光が映し出す情景を守ることが大切と考えています。

特性

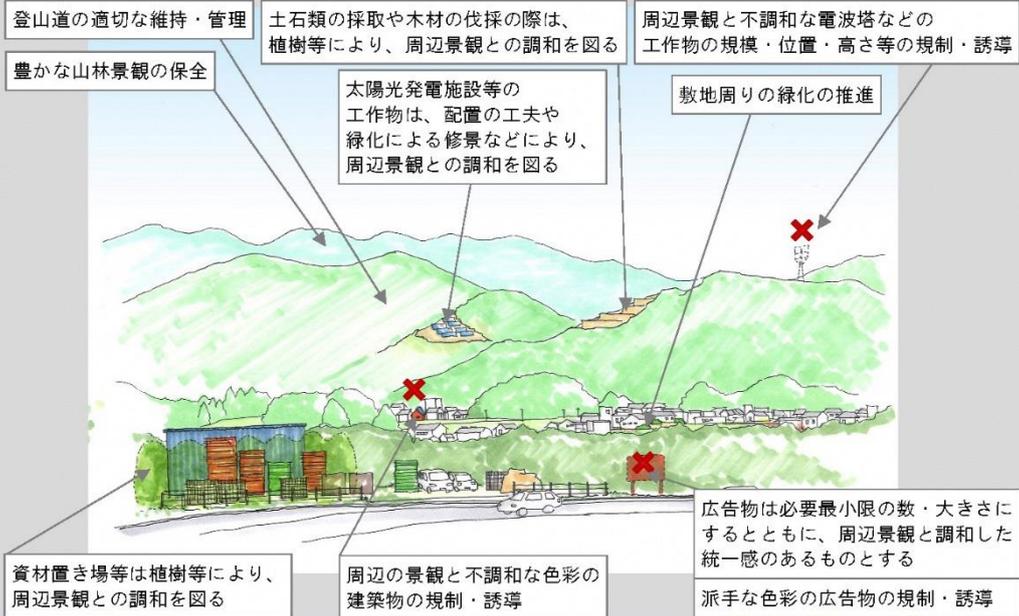
天降神社や清瀧寺、小野公園を含む自然豊かなフットパスエリアです。

大根川沿いでは、春には、満開の桜が川沿いを埋め尽くし、初夏には無数のホタルが飛び交う姿を見ることができます。

また、隣接する小野公園の周辺では、田園・里山景観が広がり、日本の原風景を感じることができます。



景観づくりのイメージ



私たちにできること

- ・ 清流の清掃活動を行い、現在の美しい水辺環境を守っていきます。
- ・ 草花による敷地まわりの緑化を行い、自然と調和した住環境を育てていきます。

⑦小山田周辺のフットパス

“人”・“自然”・“歴史”が紡ぐ ^{つむ} さんじゅうそう 三重奏

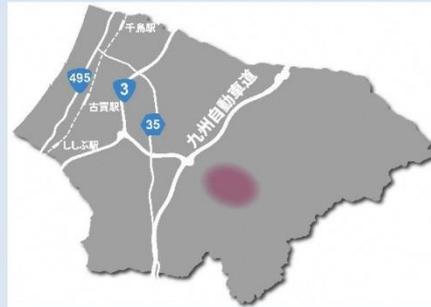
小山田周辺では、広大な田園風景の中に、船原古墳や小山田斎宮などの多くの歴史的資源が点在しています。自然そのものと、人の営みによる文化的な景観、そこに息づく歴史の折り重なりを三重奏と表し、守り育てることが大切だと考えています。

特性

船原古墳や小山田斎宮などの歴史的資源が点在しており、古くからの集落等を含むフットパスエリアです。

大塚交差点周辺の広域農道沿線では、谷山の裾野に広がる集落地と田畑が左右に広がっており、日本の原風景を感じられます。

船原古墳においては、平成25～27年に発掘調査を実施しており、古墳時代の馬具などが発掘されています。



景観づくりのイメージ

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する

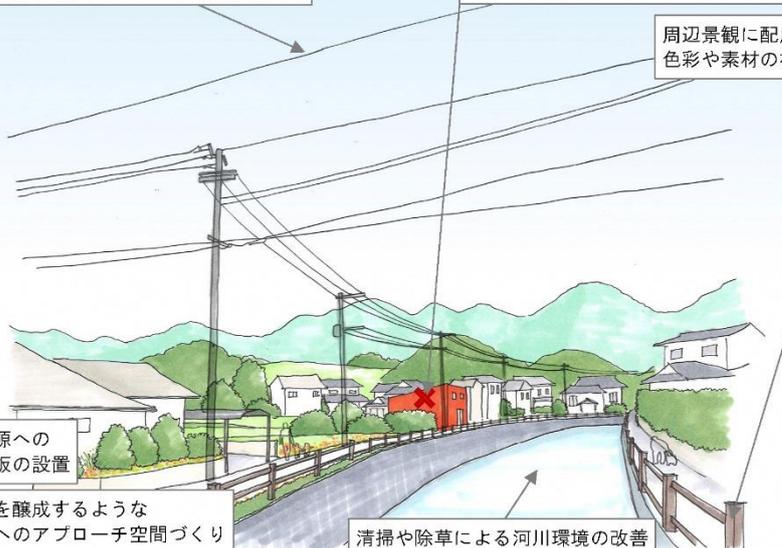
周辺の景観と不調和な意匠・形態の建築物、派手な色彩の建築物の規制・誘導

周辺景観に配慮した色彩や素材の柵とする

主要な歴史的資源への案内看板や情報板の設置

歴史的な雰囲気醸成するような古墳や寺社仏閣へのアプローチ空間づくり

清掃や除草による河川環境の改善



私たちにできること

- ・ 船原古墳や小山田斎宮などの古くからある地域の歴史的資源を守っていきます。
- ・ 歴史的資源の周りへの草花による植栽や敷地周りの緑化を行います。

⑧-1 幹線道路沿線（国道3号、495号、県道35号 筑紫野古賀線）

にぎわいと まちなみ 緑 むすぶ道 みち

主要幹線道路沿線では、商業店舗が多いためににぎわいが感じられる一方で、沿線にまちなみも見られます。沿道の植樹帯等の緑とにぎわい、まちなみの連続性を守り育てることが大切だと考えています。

特性

古賀市の主要な道路軸となる国道3号、国道495号、県道35号 筑紫野古賀線の沿線地域です。

生活利用だけでなく、通過交通による自動車交通量も多いことから、沿線にはロードサイドショップが連立しています。



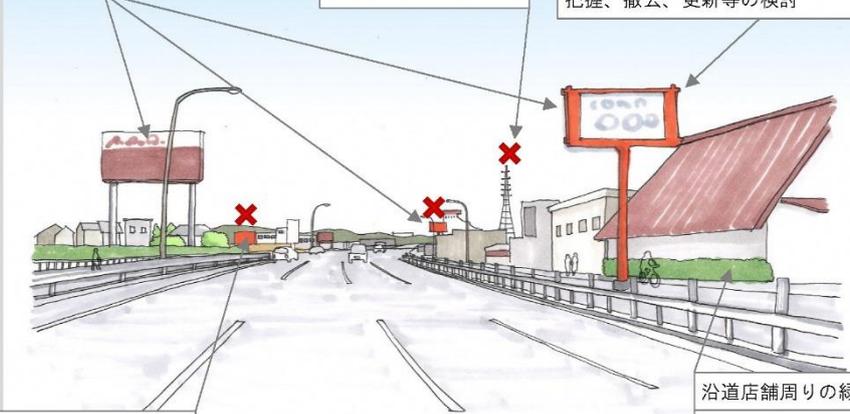
景観づくりのイメージ（国道3号）

広告物は通りのにぎわいに配慮しつつ、まちなみ景観と調和したものとする
派手な色彩の広告物の規制・誘導

周辺景観と不調和な電波塔などの工作物の規模・位置・高さ等の規制・誘導

国道3号のイメージ図

使用されていない看板や老朽化した電柱の把握、撤去、更新等の検討



周辺の景観と不調和な色彩の建築物の規制・誘導

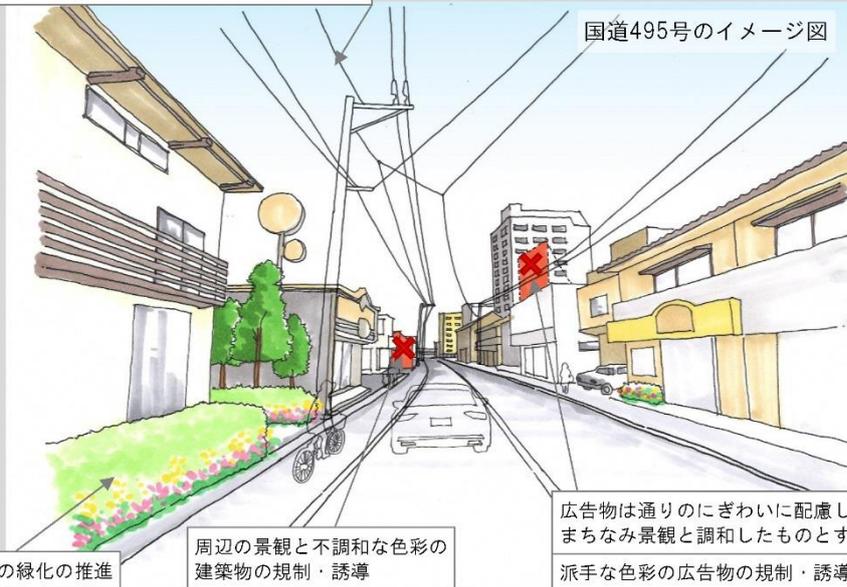
沿道店舗周りの緑化の推進
街路樹、植樹帯等の適切な維持管理

私たちにできること（国道3号、495号）

- ・ 商業店舗周りの草花による緑化を行います。
- ・ 周辺の景観と不調和な色や大きさの建築物や広告等がないか、景観見守り隊を結成し、まちを私たちの目でチェックします。

景観づくりのイメージ（国道495号）

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する



敷地周りの緑化の推進

周辺の景観と不調和な色彩の建築物の規制・誘導

広告物は通りのにぎわいに配慮しつつ、まちなみ景観と調和したものとする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

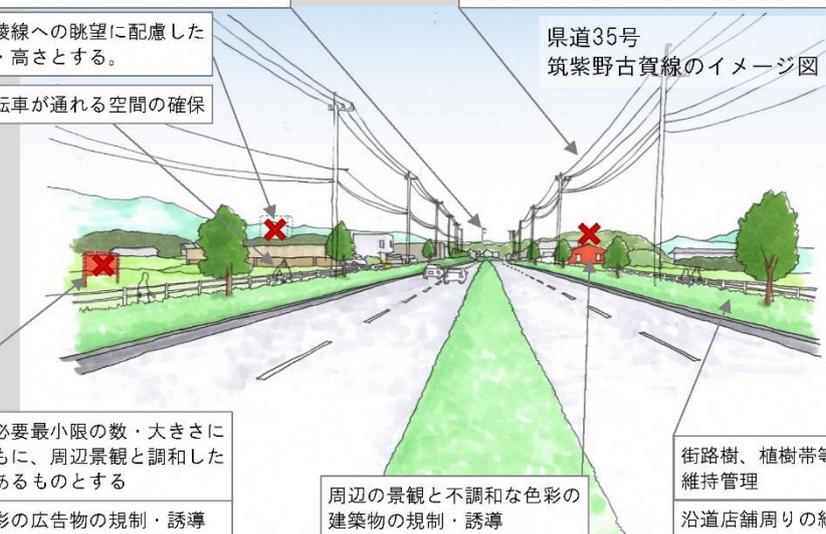
景観づくりのイメージ（県道35号 筑紫野古賀線）

周辺景観と不調和な電波塔などの工作物の規模・位置・高さ等の規制・誘導

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する

山なみの稜線への眺望に配慮した建物配置・高さとする。

安全に自転車が通れる空間の確保



広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

周辺の景観と不調和な色彩の建築物の規制・誘導

街路樹、植樹帯等の適切な維持管理

沿道店舗周りの緑化の推進

私たちにできること（県道35号 筑紫野古賀線）

- ・ 沿道および敷地周りの緑化を行い、緑の連続性を守ります。
- ・ 周辺の景観と不調和な色や大きさの建築物や広告等がないか、景観見守り隊を結成し、まちを私たちの目でチェックします。

⑧-2幹線道路沿線のフットパス（市道 千鳥・栗原線）

みち

文化を育む おしゃべりの道

千鳥・栗原線沿線は、大学、高校、体育館や市役所等の公共施設が多く、多くの世代の市民が集う場所です。草花豊かな沿線に位置する文化的施設に多くの人々が集まり、おしゃべりに花咲かせる情景を守り育てることが大切だと考えています。

特性

福岡女学院看護大学や古賀競成館高校、リーパスプラザこが、市民体育館、古賀市役所などを含む、市道 千鳥・栗原線沿線を中心としたフットパスエリアです。

学校や市役所などの公共施設と住宅地が混在しており、中心市街地としての都市的な景観が見られます。

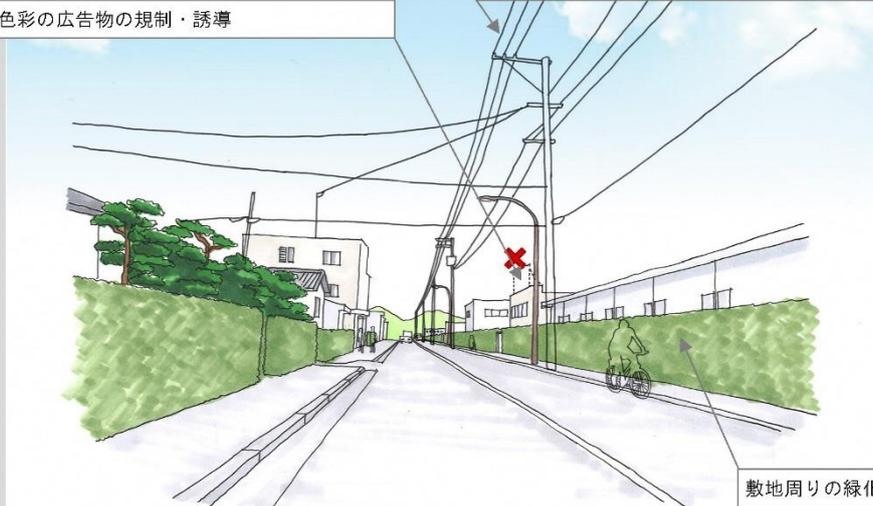


景観づくりのイメージ

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する



敷地周りの緑化の推進

私たちにできること

- ・草花による沿道および敷地周りの緑化を行い、緑の連続性を守ります。
- ・周辺の景観と不調和な色や大きさの建築物や広告等がないか、景観見守り隊を結成し、まちを私たちの目でチェックします。

⑨河川のフットパス

まち・里・山の移ろいに 寄り添い流れる 大根川 だいこんがわ

古賀の河川は市内を横断するように流れており、まち・里・山の変化に富んだ背景の中で、四季折々の表情が見られます。清らかな水が、人々の営みと移ろいゆく背景や季節の中を寄り添い流れる情景を守り育てることが大切だと考えています。

特性

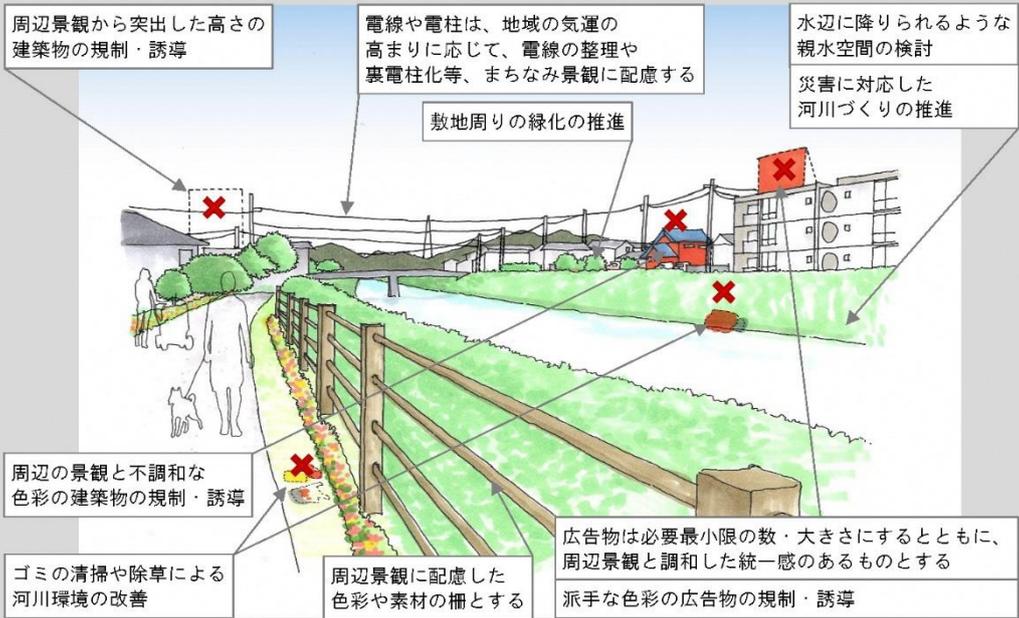
大根川水系等を中心とした市内を流れる河川を中心としたフットパスエリアです。

2つの水系は古賀市内を横断しているため、豊かな水辺景観とともに、市街地部～田園・里山～その先に広がる山林へと移り変わる、変化に富んだ特有の景観を見ることができます。

また、川沿いでは桜やほたるなどの四季折々の自然を、1年を通して楽しむことができます。



景観づくりのイメージ



私たちにできること

・既存の活動団体と連携して、河川の清掃活動を行い、美しい水辺環境を守っていきます。

⑩青柳宿周辺のフットパス

いにしえ 古の足音聞こえる 唐津街道 からおつかいどう 青柳宿 からおやぎしゆく

青柳宿は、唐津街道の宿場町として栄え、現在でも情緒ある雰囲気を感じることができます。江戸時代に多くの人で賑わった場所であり、現代にも脈々と続く歴史の歩みを守り育てることが大切だと考えています。

特性

五所八幡宮等を含む、唐津街道青柳宿を中心としたフットパスエリアです。

市内でも随一の大きさを誇る神社である五所八幡宮や境内にあるムーミンをかたどったようなクスの大木、唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿などの歴史資源を今に残す風景が見られます。

特に青柳宿では、古くからの建築物や大宰府までの道標を表す石碑などが情緒ある雰囲気を醸し出しています。



景観づくりのイメージ

宿場町の建築物を歴史的雰囲気と調和した色彩に誘導する

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する

建築や設備の意匠は、宿場町の歴史的雰囲気に配慮する

空き家等を活用した青柳宿の歴史を知るための施設づくりの検討



敷地周りの緑化の推進

ばんこ（木でできた長いベンチ）等による休憩スペースの確保

歴史的な雰囲気と調和した道路空間づくり

主要な歴史的資源への案内看板や情報板の設置

私たちにできること

- ・隣市にある唐津街道沿いの宿場町と情報交換や情報共有を行い、青柳宿の魅力を高めるようなまちづくりを進めていきます。
- ・宿場町にふさわしい歴史的雰囲気を損なわないような家づくりを心がけます。

①薬王寺温泉周辺のフットパス

ゆ 湯ったり ほっこり 古賀のふるさと やくおうじ 薬王寺

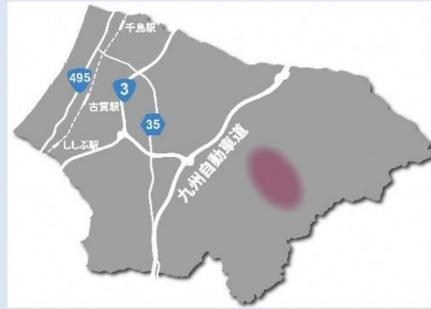
薬王寺周辺は、雄大な山々を背景に、温泉地の情緒あふれる雰囲気を残しています。古賀のふるさとで、温泉にゆったり浸かり、なごむ情景を守り育てることが大切だと考えています。

特性

薬王寺温泉や薬王寺水辺公園を中心としたフットパスエリアです。

薬王寺温泉の趣のある落ち着いたまちなみや周辺に広がる雄大な山なみとの調和を見ることができます。

薬王寺温泉の途中には興山園へと続く道があり、山あいの自然景観を楽しむこともできます。



景観づくりのイメージ

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する

周辺の豊かな自然環境の保全

周辺の景観と不調和な色彩の建築物の規制・誘導

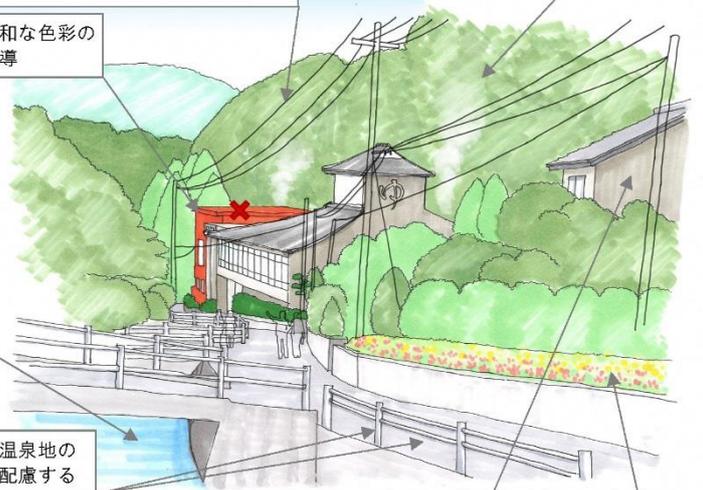
河川環境の保全

建物や道路景観は温泉地の情緒ある雰囲気に配慮する

周辺景観に配慮した色彩や素材の柵とする

古民家や空き旅館等の活用の検討

敷地周りの緑化の推進



私たちにできること

- ・ 薬王寺に流れる川の清掃活動を行い、美しい水辺環境を守っていきます。
- ・ SNS等にて情報発信を行い、歴史的資源を積極的にPRします。



古賀市景観計画

古賀市 都市計画課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL : 092-942-1119

E-mail : toshi@city.koga.fukuoka.jp